

第9 資料

梅田 章二	岩永 恵子	出田 健一	青本 悦男	第34期	森下 弘	中西 裕人	市田喜代隆	田窪 五朗	坂田 宗彦	河村 利行	岡本 一治	岡崎 守延	岩田研二郎	第33期	的場 俊介	松原 伸幸	段林 和江	提中 良則	関戸 一考	佐古 祐二	第32期	和田誠一郎	宮地 光子	正木みどり	福本 富男	島田 和俊
鈴木 敬一	加藤 安宏	石井 博文	池谷 博行	第37期	山内 良治	柳村 幸宏	村本 武志	福田 健次	西村 健	長野真一郎	土谷 明	若松 陽子	谷田 豊一	田中 茂	杉本 啓二	斉藤 真行	国府 泰道	木村 哲也	村松 昭夫	第35期	宮崎 裕二	宮崎 陽子	野仲 厚治	中井 康之		
下村 泰	木村圭二郎	鎌田 幸夫	今村 峰夫	池田 直樹	井奥 圭介	横山 精一	山崎 敏彦	森 信雄	村上 久徳	松尾 園子	増田 勝久	福森 亮二	丹羽 雅雄	長岡麻寿恵	田中 義信	岡村 泰郎	岡村 久道	井上 直行	飯田 和宏	第38期	山下 誠	原田 次郎	野村 克則	徳井 義幸	空野 佳弘	
日高 清司	七尾 聡	田中 昌厚	巽 昌章	竹橋 正明	財前 昌和	佐井 利信	黒瀬 英昭	岩城 裕	秋田 真志	秋田 仁志	青木 佳史	吉田 肇	山西 美明	山名 邦彦	松田 成治	西 晃	中井 洋恵	岩城 穰	市川 智	第40期	山崎 国満	濱岡 峰也	田島 義久	杉本 吉史	城塚 健之	
斎藤 英樹	井上 洋子	宮下 尚幸	中 紀人	谷 英樹	妹尾 純充	青海 利之	桐山 昌己	菊元 成典	浦川 義輝	池口 毅	第43期	雪田 樹理	村田 浩治	峯本 耕治	長添 節	岸本由起子	加藤 高志	赤津加奈美	吉田 義弘	第42期	吉田 之計	茂木 鉄平	松本 七哉	細見 孝二	平野 恵稔	
長尾 博史	下川 和男	島尾 恵理	小林 徹也	越尾 邦仁	片山 文雄	奥村 秀二	大久保康弘	飯島 奈絵	村井 潤	宮岡 寛	堀 寛	藤木 敏之	中嶋 弘	豊島 達哉	坂本 団	河原林昌樹	神山公仁彦	江野尻正明	宇賀神 徹	第45期	李 義	湯川 健司	松本 康之	松本 徹	住川 和夫	
河原 誠	金澤 昌史	岡本 岳	大川 治	石橋 志乃	第48期	延井 順子	眞継 寛子	松井 衡	原野早知子	浜田 雄久	乘井 弥生	奈良 嘉久	中道 秀樹	白出 博之	篠原 俊一	黒田 愛	木下 和茂	勝井 映子	岩本 朗	岩谷 基	井上 楸子	市瀬 義文	八木 倫夫	平尾 安紀	野上 昌樹	
吉田 昌功	山本 健司	村上 博一	二宮 誠行	中村 和洋	田中 一郎	杉光 章	杉島 幸生	佐藤 吉浩	木村 重夫	北岡 弘章	河野 豊	植岡 永作	伊藤 妙子	石原 真弓	伊加井義弘	第49期	村瀬 謙一	宮崎 明佳	堀内 康徳	藤井 美江	林 邦彦	鍋本 裕之	中世古裕之	長澤 哲也	高江 俊名	白倉 典武

会 員 名 簿 (560名)

鬼追 明夫	川村 俊雄	井関 和彦	阿形 旨通	第12期	藤本 清	小林つとむ	宇賀神 直	熊谷 尚之	第10期	山口 伸六	平山 芳明	橋本 敦	河合 徹子	岩田 喜好	石川 元也	池尾 隆良	第9期	上坂 明	古川 毅	第5期	東中 光雄	第3期	木村 保男
東垣内 清	滝井 朋子	杉山 彬	大錦 義昭	第15期	増井 俊雄	前川 信夫	堀 弘二	久保井一匡	葛井 重雄	片山 善夫	原田 甫	得津 正熙	小林 保夫	鍋木 圭介	上原 洋允	赤沢 敬之	第13期	吉田 訓康	三橋完太郎	松本 健男	長山 亨	木村 保男	
大沼 容之	大兼 利夫	赤坂 久雄	山村 恒年	山下 潔	山下 恒年	細見 茂	林 正明	熊野 勝之	川西 渥子	金谷 康夫	石橋 一晁	家郷 誠之	青木 永光	渡部 孝雄	吉田 清悟	浜口 卯一	高島 照夫	伊多波重義	中嶋 邦明	仲森 久司	伊多波重義	伊多波重義	
津乘 宏通	柴山 誉之	木村 奉明	大川 真郎	江里口龍輔	山元 康市	安木 健	妙立 馮	松井千恵子	松井 清志	原 滋二	西岡 芳樹	辻 公雄	佐々木信行	三瀬 顯	福山孔市良	徳田 勝	谷 五佐夫	相馬 達雄	鈴木 康隆	河村 武信	辛島 宏	中山 嚴雄	
野村 正義	豊川 義明	桐山 剛	大槻 守	大江 洋一	浦 功	井上 善雄	伊勢谷倍生	山田 庸男	山田 丈雄	戸谷 茂樹	寺沢 達夫	寺沢 勝子	菅 充行	大深 忠延	稲田堅太郎	第22期	宮崎 誠	三上 孝孜	平山 正和	濱田 耕一	赤澤 博之	中川 泰夫	
中川 秀三	出水 順	津留崎直美	島津 和博	坂和 章平	川窪 仁帥	大野 町子	吉岡 良治	松丸 正	春田 健治	七尾 良治	谷口 進	金子 武嗣	井上 啓	丸山 哲男	松森 彬	細見 利明	小松 英宣	蒲田 豊彦	井上 二郎	赤澤 博之	中川 泰夫		
藤原 猛爾	平野 鷹子	橋本二三夫	西出 紀彦	南野 雄二	北本 修二	石田 法子	池田 啓倫	渡辺 和恵	三木 俊博	松尾 直嗣	平栗 勲	西枝 攻	桜井 健雄	阪上 健	斎藤 浩	木下 準一	木内 道祥	第27期	細川喜子雄	西本 徹	中川 泰夫		
澤田 隆	齋藤ともよ	伊藤 健一	山川 元庸	三上 陸	松井 忠義	平山 忠	早川 光俊	谷 智恵子	関根 幹雄	田中 美春	上山 勤	山口 健一	水田 利裕	間瀬場 猛	平井 慶一	芝原 明夫	小杉 茂雄	岩嶋 修治	伊賀 興一	第29期	伊賀 興一		

物故会員名簿



下村末治
平成元年4月4日



藤田 剛
昭和62年9月20日



麻植福雄
昭和51年11月18日



増田 仁
昭和48年7月22日



岡沢完治
昭和47年6月27日



松尾道子
平成5年6月4日



松井 元
平成5年3月17日



右本益一
平成3年12月8日



後藤陸朗
平成3年7月22日



西元信夫
平成元年11月27日



藤田良昭
平成7年5月12日



豊川正明
平成7年5月8日



荒木 宏
平成7年1月14日



小倉慶治
平成6年6月23日



城戸 寛
平成6年6月21日

- | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第50期 | 有村とく子 | 中筋 利朗 | 原 啓一郎 | 植村 弘樹 | 宮本 剛 | 奥田 昌宏 | 延澤 量昭 | 現行61期 | 荒木晋之介 |
| 第51期 | 山上 耕司 | 愛須 勝也 | 大江 祥雅 | 家郷 資大 | 生越 照幸 | 山室 匡史 | 足立 賢介 | 東 尚吾 | |
| 第52期 | 由良 尚文 | 井上 耕史 | 松浦由加子 | 夏見 陽介 | 間 光洋 | 作前 千春 | 高橋 俊之 | 藤井 恭子 | |
| 第53期 | 松本 智子 | 石橋 徹也 | 有馬 純也 | 橋本 智子 | 浮田 麻里 | 十川由紀子 | 安木 志保 | 下迫田浩司 | |
| 第54期 | 梁 英哲 | 飛岡恵美子 | 原 正和 | 新村 聡子 | 名波 大樹 | 小坂梨緑菜 | 高田和加子 | 長井 健一 | |
| 第55期 | 湯原 伸一 | 西念 京祐 | 尾形 信一 | 宮本 啓介 | 越川佳代子 | 松尾 友寛 | 三上 岳 | 木村 栄作 | |
| 第56期 | 三好 吉安 | 藤木 達郎 | 山口 昌之 | 若松 薫 | 高橋 昌子 | 立野 嘉英 | 豊田 祐介 | 村田 充章 | |
| 第57期 | 森平 尚美 | 奥田 慎吾 | 大上修一郎 | 姥迫 浩司 | 田中 智晴 | 山上 修平 | 波田 素子 | 松嶋 依子 | |
| 第58期 | 向井 啓介 | 斎藤 紀代 | 奥田 昌宏 | 延澤 量昭 | 松尾 友寛 | 三上 岳 | 木村 栄作 | 下迫田浩司 | |
| 第59期 | 安達友基子 | 谷 真介 | 高橋 礼雄 | 立野 嘉英 | 豊田 祐介 | 野口 啓暁 | 廣瀬元太郎 | 村田 充章 | |
| 現行60期 | 渡邊 一誠 | 梁 栄文 | 吉岡孝太郎 | 山室 匡史 | 足立 賢介 | 池本 順子 | 浦田 悠一 | 岡 千尋 | |
| 現行61期 | 川崎 真陽 | 笠原 麻央 | 小田 勇一 | 浦田 悠一 | 飯田 幸子 | 岡 千尋 | 川崎 拓也 | 高坂 明奈 | |
| 現行62期 | 神田 洋一 | 金 英哲 | 河野 雄介 | 佐々木 章 | 高田 真司 | 高田和加子 | 高橋 俊之 | 高田 健一 | |
| 現行63期 | 河野 雄介 | 佐々木 章 | 高田 真司 | 高田和加子 | 高橋 俊之 | 竹中 宏一 | 立野 嘉英 | 豊田 祐介 | |
| 現行64期 | 高田 真司 | 高田和加子 | 高橋 俊之 | 竹中 宏一 | 立野 嘉英 | 豊田 祐介 | 野口 啓暁 | 廣瀬元太郎 | |
| 現行65期 | 高橋 俊之 | 竹中 宏一 | 立野 嘉英 | 豊田 祐介 | 野口 啓暁 | 廣瀬元太郎 | | | |



高橋吉久
平成8年7月4日



西井善一
平成8年8月21日



越智 謙
平成8年9月8日



長野義孝
平成9年3月18日



谷坂昇一
平成9年5月21日



柳谷晏秀
平成9年11月21日



大須賀欣一
平成10年12月10日



向山欣作
平成14年2月23日



佐井孝和
平成14年8月22日



川田祐幸
平成14年12月3日



戸田正明
平成17年3月10日



並河匡彦
平成18年6月8日



松田道夫
平成19年2月16日



山田一夫
平成18年12月6日

春秋会50年の歩み

1958年
(昭和33年)

7月5日 結成総会
3期を中心として2期から10期までの弁護士が参加 発
足当初の会員数約60名。
春秋会の名称は司法研修所出身の弁護士によって結成さ
れたことから、今後「春秋に富む活動を期す」ということ
で、この名が選ばれた。
綱領(3か条)、規約(8か条)
春秋会結成の趣旨と目的
大阪弁護士会役員選挙にからむ公然たる買収、饗応の弊
風の刷新
綱領は次の3条からなっている。
「我々は、選挙について何人も拘束せずまたは何人にも
拘束されない。」
「我々は、選挙について一切の饗応をうけない。」
「我々は、選挙について公正明朗が達し得られた総会に
おいて承認されるまで自派からの役員候補者(常議員を
除く)を推薦しない。」
基本的には会派として大弁役員人事を送らないことをき
めたもので、役員に関係のない年代の構成で占めていた。

1960年
(昭和35年)

10月1日 常任幹事 井上秀三、仁藤 一、鬼追明夫

1961年
(昭和36年)

1月1日 昭和36年度大阪弁護士会役員選挙に際し、
会長候補者色川、木下両氏に公開質問状を提出
10月1日 秋季総会
春秋会は、大阪弁護士会副会長候補の推薦案を否決、
選挙対策委員会を設置し、弁護士会役員選挙の公正明朗
化対策と春秋会から副会長候補推薦の可否と推薦を可と
するときの方法を諮問。その内容は左のとおりである。
1. 弁護士会役員選挙について
① 弁護士会自体の今後の対策
② 春秋会の独自対策
2. 春秋会からの副会長推薦について
① 来年度の推薦について
② 役員選挙浄化の目的で副会長を推薦し理想選挙
が可能か
③ 当会としての推薦の方法
常任理事 井上秀三、奥西正雄、上原洋允

1962年
(昭和37年)

10月1日
5月31日 会員数110名
9、10月1日 大阪弁護士会に対し、役員選挙合理化特別
委員会の設置を求める臨時総会招集請求。同年10月23日
大弁臨時総会・上記の特別委員会設置が満場一致可決さ
れる。

1963年
(昭和38年)

(昭和40年10月任務終了まで5回に亘り改正をみて「候補者の意見を聴く会」の新設の告示前の推薦に関する会合を弁護士会で行うことなど)

10月1日 常任幹事 山田利夫、中坊公平、面洋
11月1日 幹事会において規約改正作業に着手

会員数の増加にともなう弁護士会活動上の弱点の克服と組織の改革の必要、春秋会に対する他会派からの副会長選出の要望の高まり。

(6期出身会員の要望)
組織改革目標の骨子

春秋会は結成以来会員数も飛躍的に増大し(会員数約110名)役員選挙の肅正に大きな影響力を持ちはじめたが内部的には以下のような問題点が生じた。

1. 幹事と会員との連絡が充分でなくなった。
2. 当会選出の各種委員との連絡が不十分で且つ委員会への出席が悪い。
3. 法曹一元、司法制度調査、健康保険制度等について、積極的に調査研究立案実行にあたる組織が充分でなかった。
4. 会外部より当会に対し、副会長を選出して大弁の会務の処理に積極的に協力すべきだとの声が高くなった。

そのため同年11月6期の会員諸氏から幹事会宛に要望書が提出された。

その骨子とするところは、以下のとおりであった。

1. 幹事・常任幹事の選出基準ならびに職務の内容。
2. 春秋会選出の大弁各種委員と当会との連けいを密にしその活動を強化する具体的方策。

間の関係で継続審議となり、若干の修正を加えて同年9月12日の総会に付議され可決された。

春秋会は副会長候補者を推薦することになり又内部の組織の構成を明文化され会派としての存在を一層明確にした。この規約改正ならびに細則制定の要点は大略以下の点にあった。

第一は、綱領が廃止され規約第2条の目的を「当会は弁護士の社会的使命に対する深い認識と反省のもとに、会員相互の弊風を刷新し、その健全な発展を促進することを目的とする」として春秋会の将来のあり方について根本的な規定をしたほか、今後予想される会員の増加・会務の複雑化に対処し総会のあり方について決議事項・定足数・決議方法等の諸点から規定を厳密にした。

次に幹事会の職務を総務・内務・外務に三大別し総務はこれを事務・経理・管理(出席の督促その他組織運営の推進改善)会務研究(弁護士及び弁護士の団体のあり方の調査研究)の4つに分け、内務はこれを広報(会報の発行・意見の確認と喚起)親睦(会員相互の交際親睦)厚生(会員の福利厚生)研修(会員の資質向上)の4つに、外務はこれを渉外対策(他会派との交渉連絡)理事者対策(弁護士会の理事者役員たる当会会員との協議連絡)委員会対策(弁護士会の各種委員たる当会会員との協議連絡)選挙合理化対策(弁護士会の選挙合理化対策)の4つにそれぞれ区分した。そして総務・内務・外務の担当幹事より常任幹事を1名宛選出することとしたほか、次年度幹事選出予定者を協力会員に選任し、幹事と共同して職務執行を担当して貰うことにより会務執行の継続性を担保しようとした。

1964年
(昭和39年)

3. 春秋会が独自の立場において今後なすべき事業を立案実行することにより、春秋会の存在意識を確立する具体的方法。

4. 当会から副会長を推薦することの可否。
若し可とすればその時期ならびに選出の方法。

1月1日 総会

春秋会の組織改革に必要な規約等の成案を39年5月の総会に提出すること、同年度副会長候補を推薦しないが、来年度から選出可能な体制の確立を承認。

2月17日 春秋会

会長候補者の立会演説会を開催(参加者約210名)新聞にも大々的に報道される。

5月30日 総会

規約改正案、幹事を選任する基準に関する細則、幹事会の職務ならびに幹事の分掌に関する細則、大阪弁護士会の会長・副会長・候補者選出に関する細則を付議、前三者を可決。

9月12日 総会

会長、副会長候補者選出に関する細則を可決。

2つの総会において可決をみた内容の詳細は左のとおりである。

幹事会は前後10数回にわたり討議を重ねた結果昭和39年5月30日の総会に規約改正案・幹事を選任する基準に関する細則・幹事会の職務ならびに幹事の分掌に関する細則・大弁の会長・副会長の候補者選出に関する細則を付議した結果前三者は可決されたが最後の細則のみは時

会長、副会長の候補者の選出については、本来当会は選挙の公正明朗化を指向するものであるから最も苦心して規定を作成したものといえる。その骨子は同期の会員の互選による委員2名宛で構成される推薦委員会を設け、推薦機能と選挙管理機能を担当させることと、立候補と推薦候補の2本立とすること、委員会の推薦手続における無記名投票、自己の経歴及び候補者として有する抱負を記載した書面の配布・信任投票、公認質疑の自由を前提とした意見を発表する会、一般の選挙運動の禁止等を内容するものであった。

以上のうちで幹事の職務の分掌が必ずしも適切でなくそのため幹事会の活動が所期の水準に達せずこの点を中心としてさらに改革を加え、当会をしてより強力な政策団体ないし行動団体とするため昭和44年6月規約細則の改正が行われ、幹事ならびに幹事会の職務に関する新しい規定や、企画委員会、人事委員会の常設、広報委員会等の特別委員会の設置がなされた。

なお会員数が増加し、漸次春秋会の発言力が増大し会の存在自体が役員選挙の肅正に大きな影響力を持ちはじめ(39年当初の会員数は15期を含め約120名となる)。

10月1日 常任幹事 千森和男、江谷英男、増井俊雄
1. 改正規約 2条

「当会は、弁護士会の社会的使命に対する深い認識と反省のもとに、会員相互の研鑽・親睦をはかるとともに、大阪弁護士会の弊風を刷新し、その健全な発展を促進することを目的とする」

2. 総会の決議事項、定足数、決議方法等、規定の厳格化
3. 幹事会の職務

総務、内務、外務と分掌し、それぞれの職務につき細目を規定。

- 4. 常任幹事
- 総務、内務、外務から選出。

- 5. 協力会員

- 次年度幹事予定者。

- 6. 副会長候補選出規定

推薦委員会による推薦候補者と立候補者の二本立。

1967年
(昭和42年)

1965年
(昭和40年)

1月2日 大弁会長候補の立合演説会開催

昭和41年度の会長候補阿部、赤鹿両氏に対し、立合演説会の出席の申出。2月17日弁護士会館で立合演説会開催、新聞に大々的に報道される。

4月1日 藤井哲三会員はじめて春秋会より副会長に就任

10月1日 常任幹事 岡本 拓(外務)、池尾隆良(内務)、冬柴鉄三(総務)

1966年
(昭和41年)

2月19日 総会・規約改正案を承認可決

- 1. 幹事を選出する基準に関する細則改定の件

- 2. 大阪弁護士会の会長又は副会長の候補者選出に関する細則改正の件

当時の常幹並びに幹事は会館建設資金の募集について非常な努力を重ねた。

4月 山田利夫会員副会長に就任

6月23日 幹事会

大阪簡易裁判所二裁判官の略式命令に関し大阪地方検

1968年
(昭和43年)

察庁のとった行為につき大阪弁護士会が決議声明を発する件と司法の独立に関する特別委員会設置の件を審議。

- 10月1日 常任幹事 黒田登喜彦(外務)、南 政雄(内務)、中務嗣治郎(総務)

春秋4号発刊

4月 藤原光一会員副会長に就任

10月1日 常任幹事 上坂 明(外務)、三橋完太郎(内務)、仲 武(総務)

10月26日 春秋会 日弁連会長候補者(阿部甚吉 和仁宝寿)の意見をきく会を弁護士会館にて開催

春秋5号発刊

1969年
(昭和44年)

4月 米田 実会員副会長に就任

4月1日 新入会員を迎えて当会員数200名となり友新会(189名)をぬき一水会(205名)に次ぐ第2番目の会派となる。

10月1日 常任幹事 仁藤 一、小林勤武、伊多波重義

11月1日 春秋会総会で、強化委員会の設置を可決(前年度幹事会決定) 規約第2条の改正、そして、会派として脱皮もみたが昭和43年に至って日弁連において民主的司法制度を守りぬく状況の必要から会派として積極的に弁護士会の民主化と司法の危機の阻止の役割を主体的に実践していく施等をもつことの重要性が指摘された。

そして春秋会は大弁活動に積極的に参加することになった。

設置の理由

選挙粛正の役割は一定の目的を達した、政策や識見によって人物を選出するようにすべきことの重要性が理解された。

なおこの年度より大阪弁護士会各種委員会委員の選出についてアンケートの結果を中心に選出する方針をとる(従来は各期の幹事より人選されていた)。(昭和43年度春秋会活動報告)

以上のように前年度幹事会においては当会は実践的役割ないし、政策団体役割を主体的に担うべきであるとの意見が支配しそれが強化委員会設置につながったものである。

11月28日 第1回強化委員会開催。

委員は委員長に上坂 明氏選任。

強化委員会は第一ないし第3部会に分けられ各部会は10名の委員をもって構成された。

第一部会担当副委員長木崎良平、辻 公雄

担当事項

- 1. 大阪弁護士会の役員問題点

- 2. 大阪弁護士会内の各会派の問題点

- 3. 大阪弁護士会の役員選挙問題点

- 4. 日弁連の機構並びに役員選挙問題点

第2部会担当副委員長鬼追明夫、家郷誠之

担当事項

- 1. 日弁連に関する問題点

- 2. 近弁連に関する問題点

- 3. 大阪弁護士会常議員会、同各種委員会に関する問題点

第3部会担当委員長中坊公平、面 洋

担当事項

- 1. 春秋会政策の問題

- 2. 春秋会組織の問題

- 3. 春秋会政策の問題

当会強化委員会は上記の構成をとり各部会において各問題に積極的に取り組み極めて短期間内にその成果を報告書にまとめ昭和44年4月9日に提出した。

同年5月30日の定時総会において、同強化委員会の報告に基づき、春秋会の組織強化と運営の改善を目指す「規約の改正と細則の制定・改廃」が行われた。その結果当会の機構は大巾に拡大され、それぞれの機関が一定の役割を分担して活動する建前となった。

4. 広報活動を一層強化するため、専門的な広報委員会(6名、任期2年幹事会選任)を新設したこと(改正規約第11条)。

以上のように、強化委員会の設置にはじまり規約改正に終わったこの時期が当会としてはもともと活力に燃えかつ若々しさに満ちた一時期であったといえる。

昭和38年頃からこの胎動がみられたがその後の会員の積極的な協力により当年度の規約改正になったものである。春秋6号、7号発刊

1969年
(昭和44年)

4月 上坂 明会員副会長に就任

4月9日 強化委員会、報告書を提出

5月30日 定時総会 同委員会の報告にもとづき規約の改正と細則の制定・改廃を可決

規約改正の主要点

1. 幹事会の指導性の強化
 2. 企画委員会、人事委員会、広報委員会の新設
- 春秋会の改革の基本点
1. 弁護士会運営への積極的参加と民主化
 2. 春秋会組織の政策団体化
 3. 当会運営の民主性の保障
- なお大弁総会において会則改正の改正の当議員会のあり方は正と幹事長会議の解体が春秋会より意見書が公表され漸やく右改正により大弁において常議員会中心の会務運営が定着化した。
- 10月1日 常任幹事 熊谷尚之、片山善夫、山下 潔
春秋9号発刊



裁判所旧庁舎と大阪弁護士会館 (読売新聞大阪本社提供)

1970年
(昭和45年)

1971年
(昭和46年)

- 4月 中坊公平会副会長に就任
- 4月9日 人事委員会の新設
- 人事問題を幹事会から切り離し人材の配置を継続的視野にわたって専門的に行うことを目的とした。
- 選挙手続の推薦委員会を廃止し、幹事と人事委員からなる合同委員会を設置。
- 幹事・人事委員合同委員会・役員推薦基準4項目を設定。
1. 春秋会の綱領を積極的に実現する意欲と能力のある人
 2. 春秋会の各機関に密着して春秋会内部の結束に積極的に貢献していく人
 3. 司法制度の民主化に深い理解を示し、実践しようとする人
 4. 大弁、近弁、日弁の民主化に積極的役割を果しうる人
- 10月1日 常任幹事 渡辺紋衛、平山芳明、玉生靖人
- 当時当会は左の問題に取組んだ簡易裁判所の事物管轄拡張法案に対する反対運動、分離修習反対運動に取り組みを訴追せず、ならん罷免事由の存しない福島裁判官訴追猶予にする決定を下した。また45年10月24日には全国の210数名の裁判官に対し青法協加入の有無について直接文書による照会をなす。
- これに対し、当会は司法権独立の立場から積極的に取り組み、松井城会長の反対声明等の原動力となる。
- 1月11日現在 会員数239名、大阪弁護士会会派のう

ちもつとも多数

- 3月10日 幹事会 各期懇談会の開催、スキー同好会・囲碁同好会の設置のほか旅行会の実行の具体化を確認
- 4月 古川 毅 会員副会長に就任
- 4月19日 幹事会に55通の退会届が提出される
- 4月24日 幹事会 常任幹事に山田一夫、得津正憲、辛島 宏 選任

1972年
(昭和47年)

春秋会運営の問題点のまとめ、総会での討議のための各期別集会の開催、各期1名の協力員を選任し、幹事と合同して退会問題と春秋会の発展強化等討議。

- 5月26日 定時総会 総会までに退会者は61名 幹事会より退会問題(問題の特徴、退会の理由、幹事会の意見)について報告
- 6月1日 常任幹事 小倉慶治、山田一夫、浜口卯一
- 10月1日 常任幹事 鬼追明夫、藤田良昭、三瀬 顕
- 10月2、3日 春秋会最初の親睦旅行 渥美半島 伊良湖

最高裁は、昭和46年1月22日に司法権の「独立のテーマ」で開いた「司法行政事務協議会」において、青法協に裁判官が加入することの是非について議論が集中し、その結果、

1. 道義的な問題として裁判官が青法協に入ることは好ましくない。
2. 青法協裁判官は10年目の最任期をきっかけに脱会すべきであるとの意見が強く出される。

最高裁判所の右動きに対応して当会も活発な反対運動を展開する。大阪弁護士会司法権独立、臨時対策合同委員会を中心に「再任、任官拒否に対する署名推進大阪全

1973年
(昭和48年)

期世話人会」を結成し、署名運動等に積極的に参加。

春秋10号発刊

- 4月 河合伸一 会員副会長に就任
- 春秋会として投票にいたるまでの選挙にのぞむことは、最初の経験。

春秋会は従来の経緯にかんがみ理想公明選挙を志向し、春秋会の政策を公表し常任幹事を中心とする選挙体制確立し、選挙に関する資金を全額を会員全員が公平に負担し、候補者に全く金銭的に負担をかけない選挙を実施した。(昭和48年鬼追明夫、昭和50年川村俊雄、昭和54年木村保男、昭和56年伊多波重義、昭和62年片山善夫、昭和63年辻 公雄、副会長選挙も同様である)

5月25日 ボーリング大会開催

- 夏 親睦旅行
- 10月1日 常任幹事 山口伸六、長山 亨、松井清志
- 春秋11号発刊
- 昭和47年度春秋会政策発刊
- 長野義孝「日弁連臨司対策委員会報告書」

4月 鬼追明夫 会員副会長に就任

- 3月1日現在 会員数208名
- 夏 親睦旅行 鷺羽山
- 10月1日 常任幹事 上原洋允、大兼利夫、三上孝哉
- 人事委員長 岩田喜好
- 12月19日 幹事会 企画委員会に対し諮問

1979年 (昭和54年)	足立昌彦弁護士会長ほか来賓祝辞 オークションを実施し、売上21万円を弁護士会に寄付 費用 1口5000円として、会員214名より 240万5000円のカンパを得て実施。 秋 親睦旅行 浜松館山寺温泉 春秋16号、17号発刊
1980年 (昭和55年)	4月 久保井一匡会員副会長に就任 常任幹事 的場悠紀 春秋19号発刊
1981年 (昭和56年)	4月 伊多波重義会員副会長に就任 常任幹事 三橋完太郎 春秋20号、21号発刊 春秋会だより第1号発刊
1982年 (昭和57年)	4月 井関和彦会員副会長に就任 常任幹事 久保井一匡、辛島宏、斉藤浩 人事委員長 吉田清悟 1月14日 新年会 実務講座 ①「土地取引と公法的規制」上原洋允、②

1983年 (昭和58年)	「道路通行権の法律問題」出水順、③「商品の先物取引をめぐる法律問題」大深忠延、④「弁護士1000年編集余談」中坊公平、⑤「大阪城秘話」渡辺武、⑥「建物区分所有権法の改正要綱について」 2月25日 日弁連を考える座談会 連続して会長選挙資金問題特別委員会開催されるミニシンポ「弁護士会の運営と会派の役割」 昼食会の実施(昭和56年度に引き続き実施) 上期総会で会費増額を決定(年額6,000円を1万円に改定)
1983年 (昭和58年)	4月 山下 潔会員副会長に就任 常任幹事 木村保男、海川道郎、藤原猛爾 人事委員長 原田 甫 春秋会20号、21号発刊 中坊公平大弁会長特集号(春秋21号) 5月24日 新人歓迎会 9月30日 上半期定期総会(下半年期 1984年3月22日) 10月19日 実務講座シンポジウム「独立して成功するために」そのノウハウと必要な気配り 2月14日 実務講座シンポジウム「危険！弁護士を待つ落とし穴」網紀・懲戒を考える 2月18～19日 親睦旅行(兵庫県湯村温泉) 会長選挙資金問題特別委員会報告書(三橋完太郎委員長) 春秋会だより第2号発刊 春秋20号発刊

1974年 (昭和49年)	諮問事項 春秋会より大阪弁護士会会長候補者を推薦することの可否と具体的方法 春秋12号発刊
1975年 (昭和50年)	4月 川村俊雄会員副会長に就任。 常任幹事 堀 弘二、辛島 宏、稲田堅太郎 当会より50年度副会長候補に川村俊雄会員を推薦する。但し、50年度弁護士会役員選挙は会長、副会長とも選挙となり、この選挙戦は、激烈を極めたが、当会々員は
1976年 (昭和51年)	一致団結して川村候補の上位当選を果たした。 今後の春秋会のあり方の問題について、会報等で論議される(会報14号) 秋 箕面スパ―ガーデンにて囲碁将棋麻雀大会
1977年 (昭和52年)	4月 上原洋允会員副会長に就任 常任幹事 平山芳明、原 滋二、佐藤欣哉 夏 親睦旅行 湯の山温泉 春秋14号、15号発刊
1978年 (昭和53年)	4月 赤沢敬之会員副会長に就任 常任幹事 三木一徳、山田庸男、南部孝男 会員数 256名(昭和53年12月1日) 創立20周年記念事業を実施 実行委員長 仲 武、実行委員47名 記念事業 ①「創立20周年記念会報」(会報16号)発刊(昭和53年11月) ②講演会とパーティ(昭和53年10月26日) 講演 毎日新聞古野善政氏(前ソウル特派員) 「韓国問題の考え方」(於弁護士会館4階) パーティ(於弁護士会館6階大講堂)

1974年 (昭和49年)	長野義孝会員副会長に就任。 常任幹事 上原洋允、大兼利夫、三上孝孜 (昭和49年11月7日現在会員数222名) 人事委員長 赤沢敬之 5月 消費者運動問題に取り組んでいるジュリアングレーサ教授を招き当会主催で講演会を開催。 大弁報酬規定改正案について拡大幹事会を持つ。 12月19日付で幹事会より企画委員会に「近い将来春秋会より大阪弁護士会々長候補者を推薦することの可否並びにその具体的方法について」諮問する。 全諮問について、企画委員会は、1年程審議した後、49年11月に「近い将来当会より大弁会最候補者を推薦することは適当でない」との結論が出る。 夏 親睦旅行 片山津温泉 春秋13号発刊
1975年 (昭和50年)	4月 川村俊雄会員副会長に就任。 常任幹事 堀 弘二、辛島 宏、稲田堅太郎 当会より50年度副会長候補に川村俊雄会員を推薦する。但し、50年度弁護士会役員選挙は会長、副会長とも選挙となり、この選挙戦は、激烈を極めたが、当会々員は

1984年
(昭和59年)

4月 中坊公平会長に就任
常任幹事 赤沢敬之、中嶋邦明、金子武嗣、安木 健、
松井忠義
春秋21号、22号発行

1985年
(昭和60年)

4月 中嶋邦明会員副会長に就任
常任幹事 井関和彦、福山孔市良、宮崎 誠、細川喜子雄、
水田利裕

1986年
(昭和61年)

4月 片山善夫会員副会長に就任
常任幹事 伊多波重義、西岡芳樹、豊川義明、平栗 勲、
澤田 隆
人事委員長 松井清志
春秋会総会報告書(上・下)
春秋28号、29号発行
「春秋会ニュース」発行

1987年
(昭和62年)

4月 熊谷尚之会長に就任
常任幹事 山田一夫(総務)、細見 茂(会計)、田原睦夫
(政策)、松森 彬(親睦・研修)、島田 和俊(広報)
人事委員長 大深忠延
規約検討プロジェクトチーム編成
春秋会結成30周年記念行事企画委員会編成 記念誌発行
(編集責任者 片山善夫)

1988年
(昭和63年)

1月21日 新年会兼拡大幹事会 八幸 66名
1月29日 臨時総会(決起集会) 105名
2月19日 スキー旅行 白山一里野温泉 15名
3月24日 下期総会
記念講演「大阪弁護士会と日弁連活動」熊谷尚之会員
春秋30号、31号発行
「春秋会ニュース」発行

総会員数 320名

4月 辻 公雄会員副会長に就任
常任幹事 山下 潔、松井清志、木内道祥、木村澤東、
西村 健
人事委員長 島川 勝

春秋会月報第1号4月20日発行(編集 木内道祥) 従来
以上の会員相互間の交流、意思疎通をはかるため月1回
の発行

春秋会結成30周年記念事業委員会発足(10月18日)①一言
集、②記念アルバム、③祝賀パーティー(春秋会結成30
周年記念誌参照)

4月21日 新人歓迎会 講師 熊谷尚之「弁護士のある
りかたをめぐって」、講師 山口伸六「春秋会の歴史をふ
りかえって」(40期12名加入)

6月11(12日) 春秋会旅行(白浜)62名参加
後藤陸朗(2期)在職40周年記念会

山村恒年神戸大学教授就任記念会

小倉慶治「続東洋史三題」春秋会文庫第2号発行

春秋会30周年祝賀会(3月18日) 森浩同大教授講演

1989年

(昭和64年・平成元年)

4月21日 新入会員(11名)への説明会と講演「豊田商
事問題をめぐる弁護士」中坊公平会員

6月13日 親睦旅行(淡路島) 63名

7月3日 研修「失敗談を語る会」 31名

7月13日 熊谷会長を囲む懇談会

8月 山登り 北アルプス

9月3日 研修「証人尋問のコツ(書記官、速記官との
座談会)」

9月17日 政策委員会「日弁連の国際人権シンポ」

9月26日 若手旅行会 鳥取県関金温泉 30期代18名

9月29日 上期総会

春秋会規約改正案(委任状出席を認める、幹事会の定
足数を3分の1に改める、14名以上会員の存在する期に
ついても幹事を1名とする等)が提案されるも、特に委
任状出席の可否につき相当数の反対意見があり、提案全
部につき継続審議となる。

10月9日 山登り 雨飾山

10月22日 政策委員会「大阪弁護士会選挙規定の一部
改正案について」15名

11月19日 政策委員会「司法試験改革問題について」
14名

12月3日 研修「暴力団とわたりあう法」 30名

12月15日 臨時総会 103名

副会長候補者(辻公雄会員)公認報告 選挙体制確定

次年度常任幹事内定 山下 潔、松井清志、木内道祥、
木村澤東、西村 健

12月17日 政策委員会「昭和63年度春秋会政策の策定に
ついて」14名

人事委員会の充実、活性化の議論

9月13日 研修講座 ①「弁護士べからず集」、②「不
動産鑑定」島田一光不動産鑑定士、③「尋問技術」「民事・
刑事における反対尋問」講師 宇賀神直、大川眞郎

9月14日 合同委員会(10月13日、10月25日)

9月21日 上半期定期総会(下半年 1989年3月
27日)

春秋会報 33号、34号、35号発行

「春秋会ニュース」発行

春秋会総会報告書(上・下)

春秋会月報第1号、9号発行

4月 西岡芳樹会員副会長に就任
常任幹事 高島照夫、大川眞郎、柳谷晏秀、国府泰道、
増田勝久
人事委員長 菅 充行

「春秋会政策委員会のあり方」議論

研修委員会

41期新人歓迎会(18名加入 全員42名出席)

規約検討委員会

同期昼食会の開催 2期、41期まで終了(13回 約15名
参加)

若手会員の春秋会帰属意識が稀薄で、会派としての行
動力、結束力にかけりが見えてくる。

6月26日 合同委員会

中坊公平日弁連会長候補推薦、大阪弁護士会会長候補
推薦

7月26日 ボーリング大会・ビアパーティー
 春秋会旅行(山陰東郷温泉 53名参加)
 春秋会スキー旅行(立山)
 9月26日 定期総会(140名参加)
 大阪弁護士会長立候補 鬼追明夫、長野義孝(11月20日鬼追明夫選出決定)
 春秋会報37号(鬼追明夫特集号)
 研修委員会
 講師 下村幸雄「裁判所からみたダメな弁護士」、講師 上原洋允「依頼者の開拓・維持」 35名出席
 日弁連人権大会(170名中70名参加)
 日弁連会長 中坊公平候補事務所(昭和ビル2階18号)
 平成2年度「大阪弁護士会の当面する課題・私達の提言」発刊
 春秋会30周年記念事業報告(春秋会報36号参照)
 春秋会26号発刊
 「春秋会ニュース」発刊
 春秋会月報第10号〜16号発刊

1990年
(平成2年)

4月 中坊公平会員日弁連会長に就任
 4月 鬼追明夫会員会長に就任
 常任幹事 中島邦明、鈴木康隆、中川秀三、関根幹雄、福田健次
 人事委員長 寺沢達夫
 中坊日弁連会長、鬼追大弁会長のバックアップ
 春秋会政策を実現できるチャンス
 幹事会は大きな役割

1991年
(平成3年)

常任幹事 西岡芳樹、島川 勝、池田啓倫、河村利行、村本武志
 人事委員長 寺沢達夫
 若手会代表世話人 木村哲也
 4月 大川真郎会員副会長に就任
 6月 春秋会旅行「山代温泉」
 6月26日 春秋会若手会結成準備懇談会開催
 7月19日 中之島めぐり「舟遊び」(参加者40名)
 7月26日 規約検討委員会「規約改正素案についての検討」
 9月27日 「春秋会上半期総会開催」(出席者103名)
 1. 春秋会規約一部改正の件(若手会)
 「第12条と第13条の間に第12条の2を新設する」
 第12条の2 当会に若手会を設置する。
 若手会は司法修習終了10年以内の会員をもって構成する。
 若手会の運営は若手会の定めるところによる。
 原案どおり可決
 2. 春秋会人事委員会の運営に関する規約改正の件
 原案どおり可決
 10月10日 「六甲山」大集合(ハイキング)
 10月14日 若手会結成総会開催
 春秋会若手会規約
 2月21〜24日 スキー旅行
 2月27日 若手会と懇談会
 3月7日 若手会旅行「師崎」(知多半島の南端)
 3月25日 「春秋会下半期総会開催」
 1. 春秋会規約及び選出に関する規約第10条に定める

政策委員会

①「大阪弁護士会の財政を含む会運営の現状と問題点」
 ②「第二東京弁護士会の仲裁センターについて」
 ③「会財政を中心とした弁護士会運営の問題点」 西岡芳樹
 人事委員会 機械的に活性化
 規約検討委員会 「大弁会長推薦候補者選任選挙規約改正に向けて」
 ①「推薦候補者決定手続において予想される問題点」(柳谷晏秀)
 ②「多数の声の反映、会内分裂の防止、選挙対策の3点からみた現行方式と直接選挙制の問題点」(増田勝久)
 ③「直接選挙制のメリット・デメリット」(森下弘)
 新人歓迎会(8名加入 30名参加)
 6月2〜3日 春秋会旅行(鳴門) 43名参加(内新入会員1名)
 8月30日 ボーリングとビアパーティー
 9月17日 上半期総会
 司法試験問題、民訴法改正問題、外弁問題、合同会館建設問題についての報告、意見交換
 10月7日 宝塚観劇会、スターとの懇親会
 3月22日 下半期総会
 会費増額1万円から2万円へ
 「西元信夫会員を偲んで」(春秋37号参照)
 春秋会政策「大阪弁護士会の当面する課題」発刊
 春秋37号発刊
 春秋会月報第17号〜26号発刊

細則の改正の件

原案どおり可決
 (右改正に至る経緯)
 1989年(平成元年)、次年度大阪弁護士会会長候補者において選出過程において、2名の立候補者があった。ところが規約10条に定まる細則(以下細則)には、そのような場合について具体的規定が存在しなかった。また、主として若手会員の間に候補者の経緯、意見、抱負、などが良く分からないままに決定されてしまっている感じがするとの不満が相当強くあった。そのため、規約検討委員会を1990年に設置し、検討した結果右改正となった。
 各期会の開催等の義務(細則第4条)
 ・立候補者、指名候補者の自己の経歴、意見、抱負を記載した書面の提出、配布など意見発表会の開催
 ・指名候補者を決定する場合には本人の承諾を得るものと定める
 ・合同委員の同期の会員に対する投票の委任
 ・合同委員会の特別決裁による直接等の採用
 春秋会政策「弁護士の当面する課題」発刊
 春秋会総会報告書(上・下)発刊
 「後藤陸朗先生を偲ぶ」(会報44号参照)
 春秋42号、43号、44号発刊
 春秋会月報第27号〜36号発刊
 常任幹事 片山善夫、山田庸男、山口健一、岡村久道、竹橋正明

1992年
(平成4年)

1995年
(平成7年)

常任幹事 中山巖雄、金子武嗣、水田利裕、高橋典明、中 紀人
 人事委員長 大江洋一
 若手会代表世話人 飯田和宏
 4月1日 春秋会活性化委員会の設置
 春秋会の現状を点検し、春秋会を意義あるものとし、より活性化するための方策の検討・提言を目的とし、平成8年3月末日までの時限委員として設置された。
 座長 辻 公雄
 副座長 細川喜子雄
 事務局長 木内道祥
 その後22回にわたって協議された。
 平成8年3月に、財政問題、綱領改正問題、幹事および人事委員会の規約改正等についての答申にまとめられた。
 5月28～29日 旅行(香川県琴平)
 9月28日 上半期総会
 会長選挙に関する選挙体制及び特別会費、特別寄付、任意寄付徴収の件
 春秋会総会報告書(上・下)発刊
 春秋51号発刊
 4月 上原洋允会長に就任
 常任幹事 宮崎 誠、大音師健三、木内道祥、岩田研二郎、吉田之計
 人事委員長 吉岡良治
 若手会代表世話人 田島義久
 5月27～28日 春秋会旅行(高知)

1996年
(平成8年)

9月 上半期総会
 幹事会への代理出席を認める旨の規約改正(可決)
 春秋会慶弔規則改正(可決)
 鬼追会員の日弁連会長選出馬への支持を決議
 法曹人口問題、オウム真理教解散請求についての特別報告
 12月20日 臨時総会
 豊川会員を次年度副会長に正式推薦する旨の報告
 3月28日 下半期総会
 綱領改正の討議(採決に到らず)
 春秋54号発刊
 4月 鬼追明夫会員日本弁護士連合会会長に就任
 4月 豊川義明会員副会長に就任
 常任幹事 大川真郎、石田法子、村松昭夫、山崎敏彦、今村峰夫
 人事委員長 小松英宣
 若手会代表世話人 山西美明
 5月25日 旅行(鳥取、島根)
 9月27日 上半期総会
 綱領改正(可決)
 12月17日 臨時総会
 松森 彬会員を次年度副会長に正式推薦する旨の報告
 3月26日 下半期総会
 各報告のみ
 春秋会総会報告書(上・下)発刊
 春秋会月報59号、60号、61号、62号発刊

人事委員長 辻 公雄
 若手会代表世話人 福田健次
 4月 宮崎 誠会員副会長に就任
 4月23日 新人歓迎会
 6月6日 『春秋会旅行』(城崎温泉)
 7月1日 久保井一匡会員法制審議会民法部会委員に選任される。
 7月13日 中坊公平全日弁連会長退任記念講演
 「日弁連の今日明日」
 7月15日 第1回「春秋の日」開催
 (春秋の日は、会員相互の一層の交流を図るための定例会)
 7月16日 若手会(ボーリングとビアパーティー)
 8月5日 春秋会ビアパーティー(イーストホテル)
 8月11日 政策委員会合宿
 9月1日 島川 勝会員裁判官任官
 9月16日 第2回「春秋の日」開催
 9月25日 『春秋会上半期総会』
 10/2、10/9、10/12、10/16、10/30
 春秋会「次年度会長候補予定者意見発表会」開催
 10月15日 第3回「春秋の日」開催(刑事弁護ノウハウ)
 10月17日 若手会 (テニス大会)
 11月8日 六甲山大集合
 11月28日 春秋会研修
 12月4日 春秋落語会
 1月21日 春秋会新年会
 2月10日 春秋の日「地球環境問題を考える」
 3月18日 春秋の日「法律扶助を考える」
 3月26日 春秋会下半期総会

1993年
(平成5年)

3月30日 春秋会若手会定期総会
 春秋会総会報告書(上・下)発刊
 春秋会政策「弁護士士の当面する問題」発刊
 春秋45号、46号発刊。
 春秋会月報第37号～45号発刊

1994年
(平成6年)

4月 木村保男会員会長に就任
 常任幹事 辻 公雄、大江洋一、小杉茂雄、森下 弘、峰本耕治
 人事委員長 戸谷繁樹
 若手会代表世話人 野村克則
 5月29日 旅行(伊勢志摩方面)
 9月28日 上半期総会
 各委員会報告、民事当番弁護士に関する報告、春秋会35周年企画「各世代会員からの発言」、副会長候補2名推薦の是非について意見交換
 12月21日 臨時総会
 山田庸男会員を次年度副会長に正式推薦する旨の報告
 3月28日 下半期総会
 活性化委員会報告、候補者選出に関する規約10条に定める細則の改正案、(合同委員会における委任状による代理人投票制度の導入)、その他の報告
 春秋総会報告書(上・下)発刊
 春秋47号、48号、49号、50号発刊
 4月 山田庸男会員副会長に就任

1997年
(平成9年)

「新入会員・独立会員紹介」(広報委員会)発刊

- 4月 松森 彬 会員副会長に就任
- 常任幹事 山田庸男、山口健一、山内良治、田島義久、阪田健夫
- 人事委員長 佐井孝和
- 若手会代表世話人 吉田之計
- 4月25日 新入会員歓迎会(49期)
- 「市民オンブズマン活動と弁護士役割」辻公雄会員、歓迎会 東仙閣
- 5月27日 第1回春秋の日
- 「3者協議の情勢」宮崎 誠 会員
- 5月31日 旅行 山中温泉
- 6月20日 ビアパーティー
- 7月1日 若手会卒業・入会歓迎会 ニューミューン
- 7月3日 若手会、一水若手会と合同討論会 法曹人口増員時代の弁護士業務について
- 7月30日 若手会ゴルフ マスターズGC
- 8月5日 政策委員会「法曹要請問題」宮崎 誠 会員
- 9月1日 政策委員会「弁護士倫理問題」安木 健 会員
- 9月3日 第2回春秋の日
- 「公益活動義務化について」松森 彬 会員
- 9月14日 政策委員会合宿 被疑者国選、子どもの人権、法曹一元、高齢者の人権、家事手続
- 9月22日 日弁連会長との懇談会・上半期総会 堂島ホテル

1998年
(平成10年)

- 特別報告 鬼追明夫会員、在職40年会員表彰式
- 10月7日 研修「株主代表訴訟の実務と理論」森岡孝二
- 関西大学教授、松丸正会員
- 10月10日 若手会テニス 江坂テニスセンター
- 10月13日 第3回春秋の日「過疎地と弁護士業務・法曹人口増加の中での業務のありかた」海川道郎元会員
- 10月31日 若手会研修旅行 上海の法制度研究
- 11月5日 若手会ゴルフ マスターズGC
- 11月7日 ボーリング大会
- 11月25日 研修「弁護士と事務職員のためのやさしいコンピュータ講座」
- 12月15日 臨時総会
- 次期会長候補推薦、会費値上げの件
- 12月19日 第4回春秋の日
- 2月8日 北海道スキー旅行 ニセコアンヌプリ
- 春秋会月報「新入社員のご紹介」発刊
- 春秋会月報71号発刊
- 春秋56号、57号発刊
- 4月 久保井一匡 会員会長に就任
- 常任幹事 豊川義明、水田利裕、西村 健、吉田 肇、平野恵稔
- 人事委員長 北本修二
- 若手会代表世話人 加藤高志
- 4月28日 新入会員ガイダンス・歓迎会(東仙閣)
- 5月30日、31日 春秋会旅行(徳島鳴門、淡路島)
- 7月9日 研修「少年付添人実務」

1999年
(平成11年)

- 7月25日 天神祭船渡御
- 7月28日 春秋の日「鬼追前日弁連会長を囲んで」
- 8月22日 政策委員会合宿
- 8月28日 ビアパーティー
- 9月9日 研修「セクハラ問題」
- 9月25日 40期座談会
- 9月29日 上半期総会
- 10月5日 50期座談会
- 11月14日 ハイキング(箕面)
- 11月16日 40周年記念行事(堂島ホテル)
- 第一部 記念対談「21世紀の日本社会の展望と司法の役割」(佐高 信、佐和隆光、中坊公平)
- 第二部 記念祝賀会
- 11月25日 親睦MBS見学会
- 12月18日 臨時総会
- 1月 40周年記念誌の発行
- 1月11日 新年会(本むさし会館)
- 2月4日、7日 スキー旅行(ニセコ)
- 3月11日 下半期総会
- 3月24日 研修「刑事弁護」
- 「柳谷晏秀さんを偲ぶ」(会報58号参照)
- 「新入会員のご紹介」発刊
- 春秋58号、59号発刊
- 4月 金子武嗣 会員副会長に就任
- 春秋会役員
- 常任幹事 松森 彬、伊賀興一、池谷博行、加藤高志、

坂本 団

- 人事委員長 岩嶋修治
- 政策委員長 関根幹雄
- 研修委員長 山崎敏彦
- 親睦委員長 岩城 裕
- 広報委員長 竹橋正明
- 若手会代表世話人 池口 毅
- 4月28日 新入会員説明・歓迎会
- 4月 ニュース第1号発行(年度末までに計8回)
- 5月12日 モーグル研究会第1回(以後、破産法、著作権法の研究)
- 5月17日 第1回合同委員会(年度末までに10回)
- 5月25日 春秋の日(第1回)「久保井前大弁会長に聞く」
- 5月29日、30日 「新入会員一泊歓迎会(ラフォーレ琵琶湖)」
- 新入会員11人を迎え、春秋会会員は431人に。
- 5月 新入会員紹介の冊子発行
- 7月5日 若手会の歓送迎会
- 7月14日 政策検討会「堀野日弁連司法改革推進センター委員長に聞く」
- 7月22日 合同委員会で次年度大弁会長推薦を決定(その後日弁連会長推薦が決まり、11月に辞退され、信任投票は行わず)
- 7月25日 春秋の日(第2回)「改正均等法、労基法と法律事務所」
- 7月25日 天神祭船渡御
- 8月5日 合同委員会で日弁連会長問題を討議
- 8月21日 政策委員会夏期合宿
- 8月27日 暑気払いボーリング大会

9月13日 上半期総会 日弁連会長推薦決議
 9月11日 阪神巨人戦観戦
 11月2日 シンポジウム「司法改革—人権擁護の現場から」

12月7日 研修会「コンピューターに関わる法律問題」
 12月15日 臨時総会
 1月14日 「落語鑑賞・新年会」
 2月7日 春秋の日(第3回)「ノック知事セクハラ訴訟」
 3月6日 若手会の年度末懇親会
 3月16日 次年度春秋会推薦常議員の懇談会
 3月22日 下半期総会
 春秋会会報 61号、62号(4月)
 春秋会月報 通算81号、88号
 新入会員の紹介冊子
 春秋会総会報告書(上半期、下半期)

〈解説〉

1999年度は、国でも、大弁でも、春秋会でも、激動の年であった。それは、司法制度改革審議会の設置が決まった年であり、これからの司法のあり方について議論が必要であったことと、春秋会員から日弁連会長と大弁会長を送り出せるかが課題になったことである。

5人の常任幹事は、就任時に3つの方針を決めた。一つは、司法改革について集会などを持って会内で議論をすることであり、二つは、楽しい会にするため新人一泊歓迎会、ボーリング大会、阪神巨人戦観賞、落語会など、できるだけ親睦、研修の行事をすることであり、三つは、民主的な運営を行うことであった。

2000年
(平成12年)

大弁会長と日弁連会長の件は、幹事会、合同委員会の議論を経て多数会員の尽力のもとに取り組まれたが、結果として春秋会員の日弁連会長は誕生したが、大弁会長は残念ながら誕生に至らなかった。
(松森 彬)

4月 久保井一匡会員、日弁連会長に就任
 常任幹事 大江洋一、関根幹雄、横山精一、赤津加奈美、岩本 朗
 人事委員長 山川元庸
 若手会代表世話人 住川和夫
 4月17日 新入会員説明会・歓迎会
 6月23日 若手会新人歓迎会
 6月24日 Jリーグ観戦
 7月10日 若手会異業種交流会
 7月26日 船渡御
 8月2日 ボーリング・ビアパーティー
 8月22日 司法改革若手放談会
 9月4日 春秋の日(能勢ダイオキシシン公害調停事件)
 9月8日 研修「民事再生法の実務」
 9月19日 上半期総会
 10月7、8日 春秋会旅行(人権大会参加と岐阜・木曽)
 11月6日 53期歓迎会
 12月18日 臨時総会 初の女性副会長を期して石田法子会員を推薦決定
 1月19日 落語を聞く会・新年会
 2月10日 料理の鉄人

3月24日 灘・酒蔵見学
 3月26日 下半期総会
 春秋会報第62、4号
 春秋会月報第89、99号
 新入会員のご紹介(52・53期)
 春秋会総会報告書(上・下)

〈解説〉

ミレニアムの年でしたが、何よりもこの年には「司法改革」が最も熾烈なせめぎあいの真最中でした。日弁連臨時総会が「3000名」を可決し、「訴訟費用の敗訴者負担」問題も浮上しました。

春秋会が送り出した久保井日弁連会長の1年目であり、中坊元会長が司法制度改革審議会委員の地位にあり、いやがうえにも春秋会の動向が注目を浴びました。ところが、この年度は大阪弁護士会に春秋会員の理事者が不在という異例の事態でした。

この年度は、修習期間短縮のため、1年に52期と53期の新人を迎え、歓迎会を2度実施しました。大量の新入会員を迎え、会員数も一気に増大し、最大会派の地位が揺るぎないものとなりました。

初めての女性副会長を送り出すことが決まった年でもあります。

「司法改革」をめぐる会内にも熾烈で深刻な意見対立が生じており、常幹はそれぞれ司法改革への意見は持ちつつも、春秋会の和を守り抜くことを目標に、会内民主主義を保障しさまざまな意見の調整役に徹し、大方の合意に基づいて行動することを申し合わせ、貫徹しました。

2001年
(平成13年)

どちらの立場からも優柔不断に見えたでしょうが、筋は通したと自負しています。懸念された退会は最小限度に止まりました。
(大江洋一)

4月 石田法子会員副会長就任
 常任幹事 金子武嗣 河村利行 青木佳史 菊元成典
 小橋るり
 人事委員長 高橋典明
 若手会代表世話人 豊島達哉
 機構改革委員会(委員長西岡芳樹会員)を設置、人事委員会の改組と選考委員会の設置を答申
 9月27日 上半期総会(会員460名中201名出席)
 人事委員会・合同委員会の廃止と選考委員会の設置等の機構改革関連の会則改正
 11月10日、11日 旅行(香川県 小豆島・豊島・長島)
 12月17日 臨時総会(会員460名中234名出席)
 辻公雄会員を次期の会長候補に推薦決議
 1月8日 新年会(とり菊)
 1月9日から同年2月8日まで会長選挙
 1月29日 春秋の日
 2月9日、11日 春秋スキー(兵庫県美方町)
 2月22日 たらふく会(いそむら)
 3月26日 たらふく会(魚屋料理 魚市)
 3月27日 下半期総会(弁護士会6階)
 春秋65号、66号発刊

〈解説〉

石田法子会員を副会長に春秋会から推薦しこれを支えた。大阪弁護士会ではじめての女性理事者であった。また、春秋会の組織が大きくなったため、抜本的な機構改革に着手した。機構改革委員会で精力的に議論してもらい、ほとんど機能していなかった人事委員会の廃止とこれにかわる選考委員会の設置を決めた。常任幹事も5名から7名とし、組織力の強化を図った。

さらに、春秋会として初めて会長選挙をめざすことになった。辻公雄会員が立候補され、法曹公正会の佐伯照道会員との選挙となった。春秋会の約半数の200名以上の会員の現実の出席をえて総会を二度に亘り開催し、会派内を引き締め、全力投球で選挙活動を行ったが、他会派への浸透ができず、惜敗した。

次年度理事者を春秋会から全くだすことができない年となった。

この苦く貴重な経験が、2007年度の山田庸男会員の会長選挙に大きく役にたつことになった。

(金子武嗣)

2002年
(平成14年)

- 常任幹事 宮崎 誠、南野雄二、森下 弘、山西美明、池口 毅、原野早知子、海川直毅
- 若手会代表世話人 平尾宏紀
- 政策委員長 水田利裕
- 研修委員長 田島義久
- 親睦委員長 吉田之計

- 1月14日 新年会(とり菊)
- 1月21日 選考委員会
- 1月31日 春秋たらふく会
- 2月7日 若手会勉強会(家事法の改正について)
- 2月21日、23日 スキー旅行(蔵王)
- 3月20日 下半期総会
- 3月28日 春秋の日(河合伸一元最高裁判事を迎えて)
(於・ア・フリーク)
- 春秋会報67、68号
- 春秋会月報(月1回) 110〜118号

〈解説〉

上海旅行では中国律師が我々よりはるかにビジネス志向であることに驚かされました。また、同行した若手会員の交流も楽しい思い出でした。任期中、心がけた事は、会長選挙を引きずらない事、そして会長、副会長がいらない弁護士会執行部とうまく連携する事だったように思います。

以下は当時の「退任の辞」を引用させていただきます。

任期の終了を迎え、あの選挙から、もう1年以上も経過したのかという思いと、随分前の事であったような思いとが交錯しています。

この1年、そしてあともう1年でしょうか。小泉内閣の下における司法改革は、次から次へと我々に課題を投げつけてきましたし、迅速化法案に代表される強引な改革が我々に否応なしの対応を迫ってきています。まさしく革命と呼んでも良い程の司法改革が行われる中、この改革の行き着く先に何があるのか誰にもしかと分からない中で特に若い弁護士にとっては自分の努力だけが頼りとい

2003年
(平成15年)

- 広報委員長 野仲厚治
- 5月16日 選考委員会
- 5月28日 春秋の日(久保井さんを囲んで)
- 6月2日 奈良サイクリング
- 7月5日 春秋ボーリング大会ANDビアパーティー
- 7月17日 研修「民事再生」(大弁)
- 7月23日 選考委員会(大弁)
- 7月24日 春秋ゴルフ(池田カンツリー倶楽部)
- 7月25日 天神祭船渡御
- 8月3日 川床(貴船)
- 9月2日 選考委員会
- 9月18日 春秋ゴルフ(泉ヶ丘カンツリークラブ)
- 9月24日 副会長候補者の意見を聞く会(弁護士会館)
- 9月26日 敗訴者負担シンポ(弁護士会館)
- 9月27日 法曹同志会との共同懇親会(天王寺・魚市)
- 10月3日 上半期総会(弁護士会館)
- 10月4日 春秋たらふく会
- 10月7日 修習生に対する就職説明会(ホテルくれべ)
- 10月17日 春秋ゴルフ(奈良国際ゴルフ倶楽部)
- 10月18日 選考委員会(弁護士会館)
- 10月26日 若手会ゴルフ
- 11月1日 新人説明会・歓迎会
- 11月2日、5日 上海司法事情調査旅行
- 11月13日 春秋ゴルフ(茨木カンツリー)
- 12月1日、3日 中国・上海司法事情視察・新会員歓迎旅行
- 12月6日 春秋たらふく会
- 12月19日 臨時総会(弁護士会館)
- 12月23日 政策委員会懇談会(梅新イーストホテル2階)

う気運がますます強くなるのでしよう。

その中でもきつと「一人だけでは頑張れない」「みんなと一緒に頑張る」という輪が出来て、その中心の1つに春秋会があれば良いなと思っています。

この1年、応援、ご協力してくださった会員の皆様、本当にありがとうございました。

(宮崎 誠)

- 4月 山口健一会員、副会長に就任
- 常任幹事 石田法子、岩田研二郎、井奥圭介、木村圭三郎、勝井映子、白出博之、川西絵理
- 政策委員長 村松昭夫
- 研修委員長 中井洋恵
- 広報委員長 福田健次
- 親睦委員長 池口 毅
- 若手会代表 浜田雄久
- 5月16日 食事会(阪急梅田の「御蔵」)
- 6月3日 ビリヤード大会
- 7月1日 ボーリング大会(第1回)
- 7月2日 選考委員会・宮崎誠会員を会長候補者として選考
- 7月19日 「料理の鉄人」企画
- 7月25日 天神祭船渡御
- 8月19、20日 ゴルフ旅行(北海道)
- 9月25日 選考委員会・水田利裕会員を副会長候補として選考
- 10月2日 上半期総会

2005年
(平成17年)

- 4月 関根幹雄会員副会長就任
- 山田庸男会員日弁連常務理事就任
- 常任幹事 山口健一 田島義久 岩城 裕 河原林昌樹
- 島尾恵理 植岡永作 成見暁子
- 政策委員長 岩田研二郎
- 研修委員長 赤津加奈美
- 広報委員長 中 紀人
- 親睦委員長 平尾宏紀
- 若手会代表 二宮誠行
- 4月4日 お花見会
- 6月22日 選考委員会・宮崎誠会員を日弁連会長候補として推薦決定
- 7月6日 春秋ボーリング大会(若手会共催)

(金子武嗣)

関根幹雄会員を次期の副会長会長候補に推薦決議
 3月28日 下半期総会
 11月5日から7日 旅行(韓国・ソウル)
 春秋71号、72号発刊

〈解説〉

大阪弁護士会は副会長7名となった。春秋会から宮崎誠会員を会長に、水田利裕会員を副会長に推薦し、これを支えることになった。2人の理事者ははじめてであったが、与党派として、春秋会政策を大阪弁護士会の会務にとりいれることができ、その役割を十分に果たすことができた。

2004年
(平成16年)

- 4月 宮崎 誠会員会長・水田利裕会員副会長就任
- 常任幹事 金子武嗣 福田健次 中井洋恵 茂木鉄平
- 中嶋 弘、鍋本裕之 安江由里
- 若手会世話人 岡本 岳
- 9月27日 上半期総会
- 12月17日 臨時総会

(石田法子)

- 10月7日 連続シンポ・「司法改革最前線その1―せめぎ合いの現状と私たちに求められているもの」
- 10月10日 政策勉強会・「弁護士と弁護士会のITの推進」
- 10月11日 卓球大会
- 10月19日 大運動会(ブッチぎり優勝)
- 11月13日 政策勉強会・「国際化支援、情報発信」
- 11月15〜17日 春秋会旅行(沖縄)
- 11月29日 蕎麦の会
- 12月1日 連続シンポ・「司法改革最前線その2―リーガルサービスセンターと私たちの役割」
- 12月8日 政策勉強会・「公益活動・研修の義務化」
- 12月15日 臨時総会
- 12月16日 落語鑑賞会兼忘年会
- 1月13日 新年会
- 2月5日 連続シンポ・「新しい弁護士像を求めて―社会のあらゆる分野で活躍する弁護士」
- 2月20〜24日 スキー旅行(北海道)
- 3月12日 各党派のご意見を伺う会
- 3月9日 ボーリング大会(若手会との共催)
- 3月30日 下半期総会
- 【会報等】 会報「春秋」春号・秋号
- 春秋ニュース 119号

〈解説〉

辻選挙後若干元気の無かった春秋会に元気を取り戻すことを心がけた1年であった。
 まず、宮崎誠会員を会長に送り出すべく、早期に選考

会を開きこれを決定し、その後連続シンポ、他会派から講師を招いての政策勉強会を立て続けに企画した。こうして振り返ってみれば、この時の勉強会のテーマが、その後の大弁会長、日弁連会長としての宮崎会員の目的意識と活動に直結していることを改めて感じる。

また副会長7名制の導入に伴い、水田利裕会員を副会長に送り出し、会派始まって以来、同時に二人の役員を送り出した。
 更に、大運動会3庁対抗リレーでは、平均年齢40歳の「春秋」チームが、ブッチぎりの優勝をするという快挙を達成し、「春秋」の底力を見せ、元気づけた。(リレーメンバー：宮崎誠、三上孝孜、飯島奈絵、岩本朗、原正和、高江俊名、浜田雄久、白倉典武)。

また、資料が無くて開催日時が解らないので未掲載だが、この他研修会も活発に開かれた。
 更に、こんなに遊んだのかと改めて感心するほど、親睦企画が目白押しで、この他若手会独自の親睦企画もあり、よく学び、よく遊び、元氣一杯の1年であったといえよう。

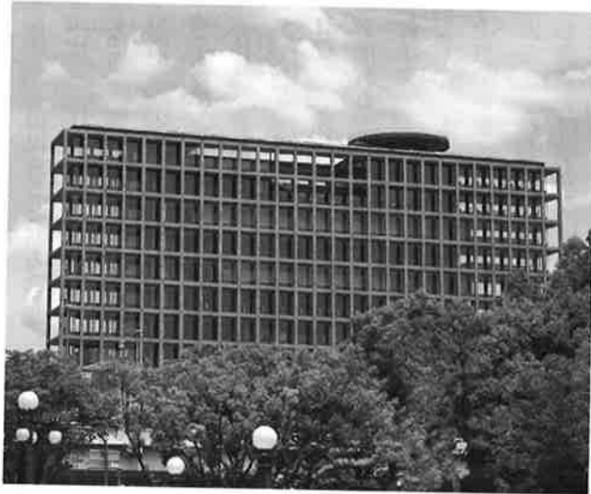
- 7月25日 天神祭(船渡御)
- 7月29日 2005年春秋会研修委員会「ちよっとスゴイ!実務シリーズ・第1弾」「離婚事件のトータルサポート」DV事例を中心に
- 8月6日 大塚博物館日帰りバスツアー
- 9月7日 上半期総会
- 9月17日 政策合宿：南森町・トーコシティホテル
- 9月20日 選考委員会・齋藤ともよ会員を副会長候補として推薦決定
- 10月1日 就職説明会：ホテルグランヴィア大阪
- 10月2日 会派対抗ソフトボール大会(親睦委員会・一水会・友新会企画)
- 10月4日 研修委員会主催「春秋の日」報告(講演会)
- 10月8日 春秋・秋のハイキング
- 室生寺↓室生古道↓仏隆寺↓温泉と夕食
- 10月16日 大運動会「春秋会、リレーでぶっちぎりの優勝!二冠を制す!」
- 10月27日 新人歓迎会(ホテルグランヴィア)
- 11月12日 若手会各派対抗ゴルフ大会(各派若手会合同企画)・春秋会惜敗
- 11月18日〜20日 新人歓迎旅行(台湾)
- 11月28日 2005年度研修委員会「ちよっとスゴイ!実務シリーズ・第2弾」「あなたはその子を救えますか?」子どもの虐待」その現実と対処法」
- 11月30日 若手会各派対抗ボーリング大会(各派若手会合同企画)・春秋会優勝
- 12月21日 臨時総会

齋藤ともよ会員を次年度副会長に推薦することを決定
 1月17日 グルメの会
 1月20日 春秋の日「大阪市職員待遇問題」
 2月4日～7日 スキー旅行(ニセコ)
 2月16日 「離婚事件依頼者の求める法的サポートのあり方」
 2月20日 「司法改革の今後の課題に関する政策委員会」開催
 3月9日 選考委員会・選考委員会規則の改正(日弁連会長をはずすべき)を論議
 3月11日 座禅体験・湯豆腐企画
 3月13日 研修「ちよっとスゴイ実務シリーズ第3弾 知らなきアブナイ今どきの刑事弁護」
 3月28日 下半期総会
 幹事・選考委員選任、各種報告、規約及び選考委員会規則の改正、幹事を選任する基準に関する細則の改正
 会報等 会報「春秋」秋号・春号
 月報 137号～144号

〈解説〉

平成17年度は、戦後最大の司法改革を実行に移すための準備が本格的に行われた時期でした。秋には公判前手続が始まり、平成18年の春には法科大学院卒業生の初めて司法試験、そしてその秋には、司法支援センターが活動を始めることになりました。大阪弁護士会の会員は3000名を超え、春秋会の会員も500名を突破しましたが、関根副会長と共に充実した活動が出来た1年

春秋 74号、75号、新人紹介号及び76号発刊



現在の大阪弁護士会館

〈解説〉

平成18年度、大阪弁護士会の副会長に齋藤ともよ会員を選出した。

この年度の最大の特徴は、山田庸男会員の会長選挙である。春秋会は、この年度まで多数の大阪弁護士会会長を選出してきたが、本格的な会長選挙に勝利して大阪弁護士会会長を送り出したことはなかった。平成13年度にも会長選挙を経験したがこのときは残念ながら惜敗した。この惜敗を教訓として、かなり早い時期に選考委員会を開催し、山田庸男会員を平成19年度大阪弁護士会会長の推薦候補者予定者に選出した。その後、平成18年12月18

2006年
 (平成18年)

間でした。
 私たちは会員間の交流をいかに図るかが今後の課題だと考えていました。
 お花見会、船渡御、大塚博物館バスツアー、ハイキング、ボウリング大会、グルメの会、スキー旅行と大いに親睦を図りました。
 さらに法曹の大量増員時代を迎え、いかにスキルを磨くかも多くの会員の関心事でした。その為の企画。ちよっとスゴイ実務シリーズと銘打って、「離婚事件のトータルサポート」「子供の虐待、その現実の対処法」「今どきの刑事弁護」の連続シリーズを行い好評でした。
 春秋の日も数回開催し、政策合宿も行い、充実した政策集を発行することが出来ました。次期副会長に齋藤ともよ会員を推薦しました。
 (山口健一)

4月 齋藤ともよ会員副会長就任
 常任幹事 水田利裕 池谷博行 飯島奈絵 二宮誠行
 村上博一 有村とく子 大江祥雅
 若手会世話人 小野昌史
 9月26日 上半期総会
 12月18日 臨時総会
 山田庸男会員を次期の会長候補に推薦決議
 岩田研二郎会員を次期の副会長候補に推薦決議
 3月28日 下半期総会
 11月5日から7日 旅行(中国・ベキン)
 春秋会総会報告書(上・下)発刊

2007年
 (平成19年)

日の臨時総会で正式な推薦候補者に選出し、選挙運動期間開始後直ちに、強力な選挙体制を構築し、春秋会全員が一丸として選挙運動を行った。その結果、選挙前の大方の予想を覆し、山田庸男会員が平成19年度大阪弁護士会会長に当選した。この年度は、副会長に岩田研二郎会員を選出しており、副会長は選挙がなく、2人の理事者を大阪弁護士会に送り込むことが出来た。
 (水田利裕)

- 4月 山田庸男会員会長に就任
 岩田研二郎会員副会長に就任
 常任幹事 関根幹雄、鎌田幸夫、平野恵稔、菊元成典、松井淑子、増田広充、田村ゆかり
 政策委員長 丹羽雅雄
 研修委員長 島尾恵理
 親睦委員長 岩谷 基
 広報委員長 中 紀人
 若手会代表世話人 小橋るり
 4月5日 花見会
 6月20日 甲子園へ行く
 6月29日 政策シンポ「憲法と平和の課題」
 7月9日 研修会「捜査弁護」
 7月9日 研修会「ここが聞きたい当番・国選弁護」
 7月25日 天神祭「船渡御」
 8月27日 研修会「労働審判」
 9月3日 山田会長と語る会
 9月8日 チキンラーメン手作り体験(日清インスタ)

- 9月15日 若手会企画「天満天神繁昌亭・落語を楽しむ」
- 9月27日 上半期総会
- 10月2日 研修会「倒産」
- 10月11日 政策シンポ「法曹人口3000名増員、これでいいのか 徹底討論」
- 10月23日 新人歓迎会
- 10月28日 天王山ハイキング 大山崎山荘美術館・サントリー山崎蒸留所見学
- 11月23日 スポーツ企画「テニス・卓球・バドミントン」
- 12月1日 プロに教わる神戸南京町秘伝の味
- 12月3日 山田会長と語る会
- 12月3日 ワインの夕べ
- 12月4日 研修会「破産と税務」
- 12月20日 臨時総会
- 宮崎裕二会長を次年度副会長に正式推薦する旨の承認決議
- 1月30日 春秋の日 クライアントとの関係におけるリスクヘッジ
- 1月31日 政策シンポ 「21世紀―弁護士・弁護士会に未来はあるのか―人権擁護・法の支配と弁護士業務の基礎的条件」
- 2月9日、12日 北海道スキー旅行(ニセコ)
- 2月22日、24日 春秋会新人歓迎旅行(沖繩)
- 2月26日 研修会「著作権法入門」
- 3月7日 研修会「韓国法」
- 3月13日 研修会「話し方教室」
- 3月18日 若手会企画「火災保険勉強会」

2008年
(平成20年)

- 3月27日 春秋会下半期総会
 - 春秋会月報発刊
 - 春秋会会報春号、秋号発刊
- 〔解説〕
2007年度は激しい選挙戦の末、山田庸男会長が大坂弁護士会会長に当選し、岩田研二郎副会長が副会長に就任した。春秋会としては会長会派としての役割が求められていた。実質的にサポートする為に、総会や各シンポへの参加要請も重要な課題であったが、何とかクリアできたと思う。
- 60期の就職難が現実化されるに及んで、法曹人口問題が大きくクローズアップされ、2008年2月に実施された日弁連会長選挙、大弁会長選挙は、この問題が最大の争点となった。日弁連会長は、春秋会の仲間である宮崎誠会員が無事当選した。春秋会の各種委員会の活動は、担当常幹、委員長の精力的な活動もあって、大変活発に実施されたと思う。
- これまで、取り組みがやや不十分であった研修や親睦関係も盛りだくさんの行事が行われ、特筆するものがあったと思う。
- (関根 幹雄)
- 4月 宮崎誠会員、日本弁護士連合会会長に就任
 - 4月 宮崎裕二会員、副会長に就任
 - 常任幹事 齋藤ともよ、丹羽雅雄、吉田之計、宇賀神徹、河野 豊、崎原 卓、川島裕理

- 政策委員長 鎌田幸夫
- 研修委員長 白出博之
- 親睦委員長 二宮誠行
- 広報委員長 大久保康弘
- 若手会代表世話人 中筋利朗
- 4月14日 第1回幹事会開催(年末まで9回開催)
- 6月18日 親睦委員会「甲子園へ行こう!」
- 6月24日 選考委員会(7月29日、8月18日の3回開催)
- 7月3日、7日、28日の3回にわたり、「司法試験合格者数の適正化を求める総会決議案について」意見討論会の開催
- 7月9日 若手会「大阪フィルハーモニー鑑賞会」
- 7月14日 研修委員会「これが大阪弁護士会会務だ」
- 7月25日 親睦委員会「天神祭船渡御」
- 8月26日 50周年記念第1回シンポジウム「弁護士による徹底討論」
- 「司法改革と法曹人口の増大」
- 9月6日 政策委員会夏期集中討論会
- 「裁判員制度にどう対応するか」
- 「現代の貧困と弁護士・弁護士会の役割」
- 9月8日 研修委員会「法廷におけるプレゼン術と薬害C型肝炎訴訟弁護団 に学ぶ」
- 9月17日 50周年記念第2回シンポジウム 市民に聞く!
- 「法曹人口問題とこれからの司法の役割」
- 9月22日 上半期総会開催

2009年
(平成21年)

- い幹事も代理人にできる)
- 2 幹事を選任する基準に関する細則改正
- 3 春秋会嘱託弁護士制度を創設し、それに関する規則を制定
- いずれも、原案どおり可決され、尾崎一浩会員が初代嘱託弁護士に就任。
- 10月11日 50周年記念ゴルフ大会
- 10月17日 50周年記念講演 高村薫氏「時代を見る目」記念式典・祝賀会
- 12月16日 臨時総会開催
- 福田健次会員を次期の副会長候補に推薦決議
- 2月7日、11日 50周年記念ベトナム旅行(予定)
- 〔会報等〕 会報「春秋」79号、春秋会ニュース160号、162号

〔解説〕

2008年度は、政策、研修、親睦委員会と若手会のそれぞれが主催する企画、春秋会創立50周年の記念行事、そして、司法改革の進行に伴う課題に関する企画(8月の司法試験合格者数の適正化を求める総会決議案についての意見討論会や、広報委員会の座談会など)の3本立ての多彩で盛りだくさんの活動が展開されているのが特徴である。

また、540人を越える会派に成長した春秋会の活動を円滑に行い、継続性を担保するため、昨年度から検討されてきた規約などの改正と嘱託弁護士制度の創設をし

春秋会綱領

春秋会綱領

春秋会は、1958年に弁護士会の弊風の刷新とりわけ公正明朗な役員選挙の実施をめざして結成され、以後弁護士会の活動について積極的に提言し、その実行に努めてきた。

この間、司法の果たすべき役割は益々増大しており、弁護士と弁護士会の責任は重い。私たちは、こうした状況に鑑みて結成時の精神を継承しつつ、新しい活動目標を次のように定める。

- (一) 弁護士の基本的使命を自覚し、すべての人々の人権の救済・伸長・確保に努める。
- (二) すべての人々に開かれた司法を実現するために、弁護士会を含む司法制度の改革と司法機能の充実を積極的に推進する。
- (三) 司法と人権の諸課題について、協同して研鑽を積み、政策を提言し、その実現に努める。
- (四) 会の運営は、会員の自由と平等、全員参加を本旨とする。
- (五) 会員相互の信頼と友情を育むよう親睦を図る。

た。

司法改革により新設された法テラス、法科大学院、被疑者国公選の制度が軌道に乗り始め、今年の5月から、4本柱の最後の制度である裁判員制度も始まるという司法界において、昨年8月の司法試験合格者数の適正化を求める総会決議案のように、弁護士会との関係で会派としての存在意義が問われる機会が増えていくと思われる。

今年度は、上半期総会に向けて、春秋会が政策会派としての特長を生かし、しかも、急激に変化する司法界に迅速に対応できるような会運営はいかにあるべきかについて討議が行われ、また、50周年記念事業を契機に会員間の信頼関係が密になるとともに、会員数の増加をプラスにできるような体制を整えることの重要性について会員の認識が確実に深まった。それを継続し、さらに春秋会の制度改革の検討と、綱領の定める人権擁護と社会正義の実現に沿った政策、研修、親睦、広報活動を充実させる。

(齋藤ともよ)

春秋会規約 (規則・細則を含む)

春秋会規約

2008年10月1日改正

(名称)

第1条 当会は春秋会と称す。

(目的)

第2条 当会は、弁護士会の社会的使命に対する深い認識と反省のもとに会員相互の研鑽、親睦をはかるとともに、大阪弁護士会の弊風を刷新し、その健全な発展を促進することを目的とする。

(会員)

第3条 大阪弁護士会の会員は、当会の会員となることができる。

(総会)

第4条 定時総会は、毎年3月および9月に1回ずつ開催する。

2 臨時総会は、必要の都度、随時開催する。
3 総会は、幹事会の決定を経て常任幹事が招集する。

4 総会を招集するには、総会の日より5日前までに、各会員に対し、会議の目的たる事項を記載した通知を発しなればならない。但し、その総会で延期続行

の決議をしたときはこの限りでない。

5 総会の議長は、常任幹事があたる。

6 会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

7 総会の決議は、会員の4分の1以上が出席し(前項の代理出席も含む)、第8項第1号乃至第3号に掲げる事項については、その3分の2以上の多数をもって、その他の事項については、その過半数をもってする。

8 総会は次に掲げる事項について決議する。1) 綱領、規約の変更 2) 除名 3) 解散 4) 規則・細則の制定またはその変更 5) 幹事の選任 6) 会費の額の決定 7) 経費報告の承認 8) 常任幹事の提案にもとづく会の活動目標の決定 9) 大阪弁護士会の会長および副会長の選挙に関する候補者の決定、但し、別に定める会員の直接投票による推薦候補が決定された場合はこの限りではない。10) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項
9 総会の議事については議事録を作成

し、HP等適宜の方法を用いて会員に公開する。

(幹事)

第5条 幹事は、別に定める手続により推薦された候補者ならびに、会員または幹事会が全期から推薦した10名以内の候補者のうちから総会の決議により選任する。

2 幹事の任期は4月1日より1年とし、次の年の幹事が選任されるまで伸長する。

(常任幹事)

第6条 幹事会は常任幹事7名を互選する。

2 常任幹事は幹事会を統轄し、各自当会を代表する。常任幹事は当会の各種委員会に随時出席してその意見を述べることができる。

3 常任幹事は、政策、人事、研修、庶務、親睦、広報、会計及び若手会を担当する者を互選する。

4 常任幹事は、幹事会の議を経た上で、総会において、それまでの活動の経過を報告し、かつ会の活動目標を提案する。

(幹事会)

第7条 定時幹事会は毎月1回開催する。

2 臨時幹事会は、必要の都度、随時開催する。

3 幹事会の議長は常任幹事があたる。

4 幹事会の決定は、幹事の過半数が出席し、その幹事の過半数をもってする。

5 幹事会は次に掲げる事項を決定する。

1) 規則、細則、または総会の決議により、幹事会が決定すべき事項

2) 総会が決議すべき事項を除き、当会の運営に必要な一切の事項

3) 大阪弁護士会の選挙によって選出される役職のうち、会長、副会長、選考委員会に付託した役職以外の役職の候補者の数および氏名の決定。但し、大阪弁護士会の常議員については、常任幹事のうちから3名以上を候補として選出する。

6 幹事は、幹事会に同期の会員を代理人として出席させ、議決権を行使することができる。ただし、同期の会員を出席させることが困難な場合には、他の幹事を代理人とすることができる。

7 幹事会が決定した事項については、議事録を作成し、HP等適宜の方法を用いて会員に公開する。

(選考委員会)

第8条 当会に選考委員会を設置する。

2 委員の定数は、60名以下とし、その組

織、構成は別に定める。

3 選考委員会は別に定める手続に従い、大阪弁護士会会長、副会長および幹事会が必要と認めた役職について、当会の候補者を推薦することの可否の決定、並びに当会の推薦候補者の選考を行う。

(常設委員会)

第9条 当会に、政策委員会、研修委員会、親睦委員会及び広報委員会を設置する。

2 各委員会の委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

3 各委員会は幹事会の総括のもとに、政策委員会は政策形成を、研修委員会は研修会を、親睦委員会は親睦活動を、広報委員会は広報活動を、それぞれ行う。

(特別委員会)

第10条 当会において幹事会が特に委員会を設置する必要があると認めるときは、幹事会の決定によって特別委員会を設置することができる。この委員会の組織権限は幹事会の決定によって定める。

(若手会)

第11条 当会に若手会を設置する。

2 若手会は司法修習終了10年以内の会員をもって構成する。若手会の運営は若手会の定めるところによる。

(入会)

第12条 第3条の資格がある者は、常任幹事に届け出て、入会することができる。

(退会)

第13条 会員は常任幹事に届け出て、退会することができる。

(除名)

第14条 会員のうち、当会の品位を著しく傷つけた者、または当会の秩序を破壊することにより当会の適正な運営を著しく困難ならしめた者は、総会の決議により除名することができる。

(会員)

第15条 会員は会費を納めなければならない。ただし、疾病その他の事由により、会費を納めさせることが適当でない会員については、常任幹事の合議により、会費を免除することができる。

(規則・細則)

第16条 規約に定めていない事項及び規約の実施に関する具体的事項については、別に規則・細則を定めることができる。

(年度)

第17条 当会の年度は毎年4月に始まり翌年3月末日に終わる。

(付則)

本規約の改正は2008年10月1日から施行する。

幹事を選任する基準に関する細則

2008年10月1日施行

(同期の会員)

第1条 この細則にいう「同期の会員」とは、以下に掲げる期に属する会員をいう。

- ① 修習生の過程を経た会員は、自己の期をその所属期とする。但し、11期以前の期、15期と16期とは、それぞれまとめて1つの期とみなす。
- ② 修習生の過程を経ずに弁護士会へ登録した会員は、自己の希望により、①のいずれかに加入するか、特別期を構成するかを選択ができ、幹事会がこれを承認する。

(幹事の候補者の推せん)

第2条 同期の会員は毎年1月末日までに、次の年度に幹事となるべき候補者を推薦して、常任幹事に届け出なければならない。

2 前項に定める推薦をするについては、会員が順次候補者に推薦されるよう配慮しなければならない。その人数は同期の会員が14名未満のときは1名、14名以上のときは2名とする。

(幹事の選出)

第3条 幹事の選任は下半年総会において行う。

(意見の確認)

第4条 幹事は、幹事会が決定すべき事項のう

ち、幹事会が会員の意見を確認すること
を必要と決定した事項については、あ
らじめ、その属する同期の会員の意見を
確認しなければならない。

春秋会選考委員会規則

第1条 (目的)

本規則は、その役割に相応しい人材を
選考することにより、日本弁護士連合会
大阪弁護士会の発展を図り、かつ当会の
人事の公平性を保つことを目的とする。

第2条 (任務)

選考委員会は、大阪弁護士会会長、副
会長及び幹事会が必要と認め選考委員
会に付託した大阪弁護士会の選挙によ
って選出されるべき役職(以下役員とい
う)について、当会の候補者を推薦するこ
の可否並びに推薦するとした場合その人
数を決定し、総会に諮るべき候補者を選
考する。

第3条 (構成・任期)

選考委員会は次の各号に掲げる者を
以て構成する。

1. 総会で選出された委員
2. 当該年度の常任幹事7名
3. 当該年度の幹事会で選出された委員13名

第4条 (役員)

選考委員会に委員長1名、副委員長
若干名を置く。

委員長、副委員長の選任方法は委員の
互選とする。

委員長は委員会を代表し、委員会の議
事は、委員長が議長となつて執行行う。

副委員長は委員長を補佐するととも
に、委員長に支障ある場合、予め定め
た順序に従い副委員長がその職務を行
う。

第5条 (招集)

第1回の委員会は常任幹事が招集し、
第2回目以降の委員会は委員長が必要

の都度招集する。

第6条 (届出期間の決定)

選考委員会は、大阪弁護士会会長、副
会長の当会の推薦候補者として選考を
受けたい会員が委員会に届け出る期間
をそれぞれ決定して、速やかに全会員に
通知しなければならない。

前項の期間は、7日以上であることを
要する。

届出は到達をもって発効するものとし、
届出期間外の届出は選考の対象としない。

前3項は幹事会が選考委員会に付託
した第1項以外の役職の場合も同様と
する。

第7条 (届出の方法)

役員の候補者となることを希望する
会員は、希望する役職名及び自己の名
前、所属期、選考を受けたい旨を記載し、
自署押印した文書により、選考委員長に
届け出なければならない。

他の会員を役員候補者として推薦し
ようとする者は、同人を含め5名の推薦
者の署名押印した文書に役職名、及び被
推薦者の名前、所属期、推薦をする旨を
記載した文書により、被推薦者の承諾書
を添えて選考委員長に届け出なければ
ならない。

選考委員会は会員から照会のあつた
場合、届出期間中であつても、届出の有
無、ならびに選考をうけようとする者の
氏名を開示しなければならない。

第8条 (選考の手続き)

選考委員会は、前条により届出のあつ
た者のみについて選考手続きを開始する。
選考委員会は、役員候補者となろうと
する者に対し、意見陳述の機会を与えな
ければならない。

前項の意見陳述については、会員から
傍聴の希望があるときは、これを許さな
ければならない。

選考委員会は、意見書の提出、調査な
ど選考のため必要と考えられる手続き
を適宜とすることができる。

第9条 (委員会の決定方法)

選考委員会の決定は、本規則に特別の
規定のない限り出席委員の過半数をもつ
とする。

総会に提案する推薦候補者を決定す
る場合は、次のいずれかの方法により委
員の3分の2以上が単記無記名投票を
し、その過半数を得票した者を選考委員

第7条により、届け出のあつた者は、
選考委員の資格を失う。

前項により、資格を失つた委員の属す
る期の選考委員が1名もいなくなったと
きは、本条1項にかかわらず、当該期の
会員の互選により、補充の委員1名を選
出する。

選考委員の任期は4月1日から1年
とし、再任を妨げない。

前項の規定にかかわらず、2年度以上
連続して選考委員を務めた者は、その翌
年度に限り、選考委員となることはでき
ない。但し、第1項2号の常任幹事とし
て選考委員となる場合を除く。

会の選考した推薦候補者として総会に
提案する。

- 1) 投票日を定めて書面投票を行う。但し、
委員は他の委員を代理人として投票す
ることができる。
- 2) 投票期間を定めて書面投票を行う。

- 1 役職につき1名を選考する場合、3
名以上の候補者がいて、第一回目の投票
で過半数の得票者がない場合は、上位2
名につき再度前項と同様の投票を行い、
その過半数を得票した者を選考委員会
が選考した推薦候補者とする。
- 1 役職につき、2名以上を選考する場
合は、選考する数と同じ数の候補者を連
記する無記名投票をして、上位から選考
する数と同じ順位の得票者までを選考
委員会が選考した推薦候補者とする。た
だし、推薦する候補者の得票数は、出席
委員の過半数に達しなければならない。

前項で得票数が過半数に達した者が、
選考する数に満たない場合は、過半数に
達しない得票数を得た候補者の上位得
票者から順に選考する数から過半数を
得票した者の数を差し引いた数に1を加
えた人数の候補者を選定し、その候補者
につき再度前項と同様の投票を行い、上
位から選考する数に充るまでを推薦候

補者とする。二度目の投票によっても得票数が同じで、推薦候補者の決定ができない場合、選考委員会は抽選など適宜選考方法を定めることができる。

第10条 (簡易な方法)

選考を受ける者が1役職につき1名の場合、前条にかかわらず、出席委員の3分の2以上の賛成があれば、無記名投票以外の簡易な方法で決定することができる。

第11条 (直接選挙による場合)

選考委員会において、委員の過半数が出席しその3分の2以上の多数の決議により、推薦候補者の選出方法について直接選挙を行うことを決定した場合は、第9条の手続きを行わず、別に定める推薦候補者選挙細則による。

第12条 (再度の決定)

選考を受けた者が、辞退又は事故等により推薦を受けることができないことが明らかになった場合は、選考委員会は、第6条の規定による届出期間を再度決定して、全会員に通知しなければならない。この場合、第6条に規定する期間を

短縮することができる。

選考手続きの終了の有無にかかわらず、特別の事情がある場合は、出席委員の3分の2以上の決議により、選考委員会は前項の手続きを取り、推薦候補者の増員をすることができる。

第13条 (選挙運動の禁止)

この規則に基づき選考を受けようとする者および第7条の推薦者を含む全ての会員は、以下を除き、推薦候補者の選考につき選挙運動をしてはならない。

- 1) 第7条2項の推薦に必要な行為
- 2) 第8条2項に基づく意見陳述
- 3) 第8条4項に基づく意見書の提出
- 4) 若手会による意見交換のための会合の開催および当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表
- 5) 選考委員会の求めに基づく同期または複数期の会員による意見交換のための会合の開催および当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表

第14条 (費用)

この規則に定める事項を実施するために必要な費用は、当会より支出する。

(附則)

本規則は、平成14年1月1日から施行する。本規則第2条、第7条2項、第8条、第9条2項ないし7項、第12条2項は、平成14年10月3日に改正され、同日から施行する。本規則第3条2項ないし4項は、平成15年3月20日に改正され、同日から施行する。本規則第3条5項、第9条2項および6項、第13条は、平成15年12月15日に改正され、同日から施行する。本規則第2条、第6条1項は、平成18年3月28日に改正され、同年4月1日から施行する。本規則第9条2項は、平成19年9月27日に改正され、同年10月1日から施行する。

推薦候補者選挙細則

第1条 選考委員会が春秋会選考委員会規則

第11条により、推薦候補者の決定方法について直接選挙を行うことを決議した場合は、次条以下の方法による。

第2条 幹事会は、前条の決議後速やかに投票締切日並びに開票の日時、場所を決定し、会員に通知する。ただし、開票の日時は投票締切日の翌日とする。

第3条 直接選挙による投票の対象者(以下「直接選挙対象者」という)は、選考委員会規則第7条による届出をした者とする。

第4条 幹事会は直接選挙対象者に対し、幹事会の定めた形式に従って、自己の経歴、意見、抱負などを記載した書面を幹事会の定めた期間内に提出するよう求めなければならない。

第5条 幹事会は会員に対して投票締切日より、少なくとも10日前に直接選挙対象者の氏名を通知するとともに、投票用紙を送付しなぐれなければならない。また、前条に定める書面の提出があった場合は速やかにその内容を転載した印刷物を会員に配布しなければならない。

第6条 幹事会は、幹事会が定めた方法により直接選挙対象者が会員に対し意見を陳述する機会を与えなければならない。

第7条 会員は送付を受けた投票用紙に推薦候補者の数に充るまで支持する直接選挙対象者の氏名のみを記載した上無記名封筒に封入して投票締切日まで到達するよう幹事会に郵送する。ただし、持参による投票も有効とする。

第8条 幹事会は、第2条により決定した日時、場所において幹事3名以上の立会いのもとに公開して開票し、その結果を会員に報告しなければならない。

2 推薦候補者の数が1名の場合は、投票総数の過半数を得票した者を当選者

とする。過半数の得票者がいない場合は、上位2名を対象として再度投票し、得票数の多い者を当選者とする。ただし再度の投票については、投票用紙の送付を除いて第4条乃至第6条の手続きを省略することができる。

3 推薦候補者の数が2名以上の場合、得票数の多い順にその数に充るまで当選者とする。同一得票者があり、当選者がその数を超える場合は、同一得票者の抽選によって決する。

第9条 この規則に定める文書による意見発表および意見陳述の機会の意見陳述以外には直接選挙対象者を含む全ての会員は推薦候補者に選出されることを求める運動をしてはならない。

第10条 本規則に定める直接選挙にかかる費用については当会より支出する。
(付則) 本規則は平成14年1月1日から施行する。

選考委員の選挙についての細則

第1条 選考委員のうち、常任幹事および幹事会選出の委員を除く委員(以下1号委員という)については本規則に規定する選挙によって選出する。

第2条 常任幹事は1号委員の選挙に先立ち、

会員(常在幹事、幹事を除く)を期の上から順に50名を目処として組分けし、名簿を作成する。ただし、一つの期が、2組に分かれてはをならない。

第3条 常任幹事は、投票締切日(以下単に締切日という)を決め、全会員に通知するとともに前条の名簿と投票用紙を配布しなければならない。ただし、通知日と締切日の間は少なくとも10日以上の間隔を要する。

第4条 会員は、無記名で自己が属する組のうちから3名の不完全連記の方法で郵便により、投票する。

第5条 開票は締切日から3日以内に常任幹事が行い、各組毎に得票数の多い順に3名を当選者とする。同一得票者があり当選者が定数を上回る場合は、それらの得票者について抽選により決する。

第6条 常任幹事は、この細則による当選者を毎年3月に開催される総会に提案し、その選任を受けなければならない。
第7条 本規則に定める選任にかかる費用は当会より支出する。
(付則) 本規則は、平成14年1月1日から施行する。

会費免除の細則

年度の常任幹事が選任する。
第3条 嘱託弁護士は、任期は2年とし、再任を妨げない。

会費に関する細則

第1条 次の各号に掲げる会員は、次のとおり会費を免除する。

第4条 嘱託弁護士は、常任幹事の指示により、以下の職務を行なう。

第4条 会員が法曹在職通算40年に達したときは、記念品を贈呈して祝意を表する。
第5条 会員が死亡したときは、代表者が弔問して弔意を表し、弔辞、献花その他しかるべき方法を講ずるとともに、香典として金3万円を献ずる。

一 新入会員は、入会初年度分。
二 基準日において、海外留学などのため日本国内に居住していない会員は、当該年度分。
三 基準日において、法曹在職通算50年に達した会員は、当該年度以降。
四 基準日において、年齢満75歳に達したことを常任幹事に届け出た会員は、当該年度以降。

第2条 前項の基準日は、毎年4月1日とする。

1 春秋会の総会、幹事会及び常任幹事会への出席、及び、議事録の作成
2 春秋会の文書、データの管理
3 春秋会公式HP、春秋会公式ML(メーリングリスト)の管理
4 各種会議招集事務、一斉FAXの設置・管理
5 常議員会の傍聴、Eメールへの報告
6 その他、上記に準ずる職務

3 その他、会員の会費免除等に関する事項は、幹事会は常任幹事に一任する。

(付則) 本細則は、平成20年4月1日から施行する。

春秋会嘱託弁護士規則
2008年10月1日施行

第1条 常任幹事の活動を補佐し、春秋会の業務を行なうため、春秋会員から、有償制の嘱託弁護士1名を置く。

第2条 嘱託弁護士は、その選任の日が属する

第1条 春秋会員およびその親族に関する慶弔は、この規約によって行なう。

第1条 常任幹事の活動を補佐し、春秋会の業務を行なうため、春秋会員から、有償制の嘱託弁護士1名を置く。

第2条 嘱託弁護士は、その選任の日が属する

第1条 常任幹事の活動を補佐し、春秋会の業務を行なうため、春秋会員から、有償制の嘱託弁護士1名を置く。

第2条 嘱託弁護士は、その選任の日が属する

編集後記

50周年の記念事業は、50年という節目の誕生祝いということで、式典、講演会、シンポジウム、記念誌、ゴルフ大会、海外旅行を行いました。出版シンポジウム部会は、シンポジウムの開催と記念誌の発行の両方を担当することになり、平成20年4月に第1回の会議を開き、企画、シンポジウム開催、原稿依頼、編集と進めてきました。部会の委員(部会委員名簿参照)の献身的なご尽力と、ご協力をいただいた会員のおかげで、2008年夏から冬にかけて、2つのシンポジウム、若手会員を対象としたアンケート、創立期の会員のお話をお伺いする会などを実施するとともに、たくさんの会員から原稿をお出しいただき、ほぼ予定どおりの日程で発刊することができました。ありがとうございました。

法曹人口と司法改革をめぐるシンポジウムは、弁護士だけの徹底討論と市民をまじえての意見交換の2回にわたって開催しましたが、様々な観点からご意見を出していただき、有意義なものになったと思います。また、大阪弁護士会の登録5年以内の若手会員に対するアンケートは、就職の状況のほか、弁護士になって良かったこと、悪かったことなどを聞いており、率直な意見が出ています。人との交流が疎であり孤独感があるという感想は、弁護士会、会派としても考えさせられます。

多数の会員から、バラエティに富む「ひと言」を出していただいたことは、最もうれしいことでした。何度も「お願い」を繰り返して、各期担当者のご努力もあって、最終的には450人もの会員から原稿をお出しいただくことができました。近況、楽しい趣味、春秋会への思い、世相雑感、俳句など、短編集としても面白い内容になっています。闘病中で

原稿が出せないという返事をいただいた会員もおられました。一刻も早い回復をお祈りいたします。また、ちょうど留学から帰って来られた会員もおられました。春秋会の催しに顔を見せていただくことをお待ちしております。

「みんなの50周年誌」にしたかったこと、会員の近況やお顔がわかる冊子にしたかったことが、この企画のねらいでしたが、皆様のご協力で何とか実現することができたのではないかと思います。

この度の出版とシンポジウムにつきましては、多数の会員が尽力されました。事務局長の辻公雄さん、次長の河村利行さん、常任幹事の齋藤ともよさん、丹羽雅雄さん、吉田之計さんなどは常に会議に出ていただき、リードしていただきました。部会の山下潔さん、森下弘さん、福田健次さん、大久保康弘さん、増田広充さん、大江祥雅さん、中森俊久さん、田村ゆかりさんらには献身的な尽力をしていただきました。また、ひと言の集約とシンポジウム議事録の作成は後記の会員にお手伝いいただきました。出版社の中央印刷には、30周年、40周年のときもお願いしたというのですが、今回も同社の根津社長にお世話になりました。原稿の整理、管理は私の事務所の太浜愛子さんがしてくれました。

お読みいただいたあとも身近に保存いただき、春秋会と会員相互がわかる冊子としてお使いいただけると幸いです。おわりに、50周年事業と記念誌発行にかかわっていただいた皆様へ改めて心よりお礼を申し上げます。

春秋会50周年記念事業実行委員会
出版・シンポジウム部会

部会長 松森 彬

出版・シンポジウム部会委員名簿

山下	井奥 圭介
辻 公雄	青木 佳史
松森 彬	坂本 団
山口 健一	大久保康弘
齋藤ともよ	増田 広充
森下 弘	大江 祥雅
福田 健次	中森 俊久
池谷 博行	田村ゆかり
丹羽 雅雄	

次の皆様にもご協力いただきました。

(シンポジウム議事録の要約)

宇賀神 徹	川島 裕理
高江 俊名	田村ゆかり
増田 広充	高橋 礼雄
崎原 卓	

(「ひと言」の各期担当者)

細見 茂	今村 峰夫
山下 潔	中井 洋恵
大沼 容之	吉田 之計
辻 公雄	峯本 耕治
中山 巖雄	菊元 成典
寺沢 勝子	松本 徹
豊川 義明	宇賀神 徹
松森 彬	大久保康弘
金子 武嗣	浜田 雄久
出水 順	村瀬 謙一
三木 俊博	村上 博一
石田 法子	上田 純
水田 利裕	上出 恭子
関根 幹雄	増田 広充
齋藤ともよ	崎原 卓
正木みどり	成見 暁子
関戸 一考	大江 祥雅
岩田研二郎	上津 亮次
宮崎 裕二	川島 裕理
谷田 豊一	田村ゆかり
福田 健次	梁 栄文
池谷 博行	松尾 友寛
丹羽 雅雄	笠原 麻央

発行日	2009年2月27日
発行者	春秋会
発行責任者	齋藤ともよ
印刷所	中央印刷株式会社 堺市西区鳳南町5-685-14 TEL (072) 273-1151